

第8期第4回 東京地方労働審議会資料

平成28年11月30日(水) 午前10時00分～
於:東京労働局 11階 共用会議室3-1・3-2

目 次

- 1 平成28年度東京労働局行政運営方針・・・・・・・・・・（ 1頁）
- 2 労働基準担当部署・・・・・・・・・・・・・・・・（ 2～ 8頁）
- 3 職業安定担当部署・・・・・・・・・・・・・・・・（ 9～23頁）
- 4 需給調整事業担当部署・・・・・・・・・・・・（24～25頁）
- 5 雇用環境・均等担当部署・・・・・・・・・・・・（26～33頁）
- 6 労働保険徴収担当部署・・・・・・・・・・・・（34頁）

平成28年度 東京労働局行政運営方針

—誰もが安心・納得して働けるTOKYOへ—

【東京労働局の最重要課題と取組】

「全員参加の社会」の実現加速

- ▶ 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化
 - 女性活躍推進法の履行確保、ひとり親等の再就職支援のための職業訓練への誘導等
- ▶ 若者の活躍促進
 - 適切な職業選択の支援、職業能力の開発・向上に関する措置、青少年の雇用の促進等
- ▶ 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
 - 高年齢者の再就職の促進、企業における高年齢者の活

躍促進のための相談、援助等

- ▶ 障害者等の活躍推進
 - 法定雇用率達成指導の徹底、障害特性に応じたきめ細かい就職支援の推進等
- ▶ 外国人材の活用
 - 高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の就業推進等
- ▶ 重層的なセーフティネットの構築
 - 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した就職支援、生活困窮者等に対する就労支援の強化等

公正かつ適正で納得して働くことのできる環境整備

- ▶ 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現
 - 企業における正社員転換、雇用管理改善のためのノウハウの提供等による支援等
- ▶ 働き方改革の実現
 - ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の抑制、過重労働解消に向けた取組等
- ▶ 人材力強化・人材確保対策の推進
 - 労働者のキャリア形成に係る支援策の普及促進、マッ

チング対策の強化等

- ▶ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
 - 労働条件確保、労働災害防止対策推進、最低賃金履行確保、労災補償の迅速・適正処理等
- ▶ 地方創生に向けた取組の推進
 - 地方公共団体が行う人材育成・確保、処遇改善や良質な雇用創出などに対する支援等

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保対策の推進

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施。

①1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
718件	73.4%

②1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
265件	51.3%

③長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
81件	72.8%

(2) 特定分野における労働条件確保の推進

①外国人労働者・技能実習生、②自動車運転者、③介護労働者、④派遣労働者、⑤障害者、⑥医療機関の労働者、⑦パートタイム労働者・アルバイト非正規労働者、⑧請負契約で就労する労働者、⑨出稼労働者、⑩家内労働者について、それぞれに特有の問題に着目し、監督指導の実施等を通じて、法令の遵守の徹底を図る。

下半期の取組

1 引き続き重点的に監督指導を実施し、同対策の推進を図る。

2 平成28年度過重労働解消キャンペーンを実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る。

(1) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施

当局において、フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を平成28年11月6日(日)に実施し、相談に対する指導・助言を行った。

(2) 使用者団体等への協力要請

使用者団体等に対し、長時間労働の抑制等の過重労働の解消に向けた取組等が実施されるよう、積極的な周知・啓発等への協力要請を行う。

(3) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、ホームページへの掲載、記者発表、地方公共団体等の広報誌の活用等により、周知・啓発を行う。

また、事業主への各種説明会を活用し、長時間労働の抑制等の過重労働の解消に向けた周知・啓発を行う。

(4) ベストプラクティス企業への職場訪問の実施

過重労働解消に向けた気運の醸成を図るため、報道機関に公開の上で、管内の主要な企業の本社等を訪問し、長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を収集し、他の企業に対し広く紹介する。

(5) 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し重点監督を行う。

3 特定分野における労働条件確保対策の推進については、収集した各種情報に基づき、引き続き、監督指導の実施等により法令遵守の徹底を図る。

(3) 労働基準機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応 ア 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。

長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上での確に対応。

申告受理件数(上期): 2,120件 前年同期2,209件
(前年度同期比4.2%減)

相談件数(上期): 126,149件 前年同期128,519件
(労働基準部・各署(支署)受付分)
(前年度同期比1.8%減)

イ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

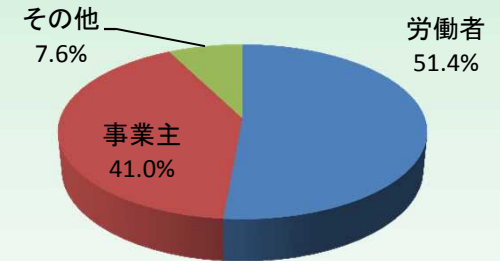
未払賃金立替払認定申請件数(上期): 108件 前年同期134件
(前年度同期比19.4%減)

下半期の取組

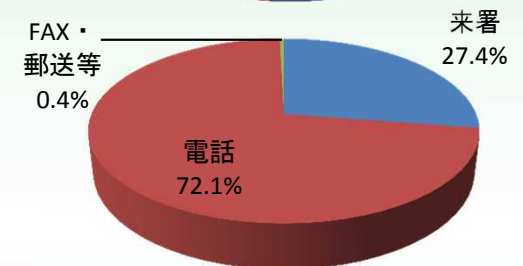
- 引き続き、賃金不払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 引き続き、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

相談の内訳(平成28年4月～9月)

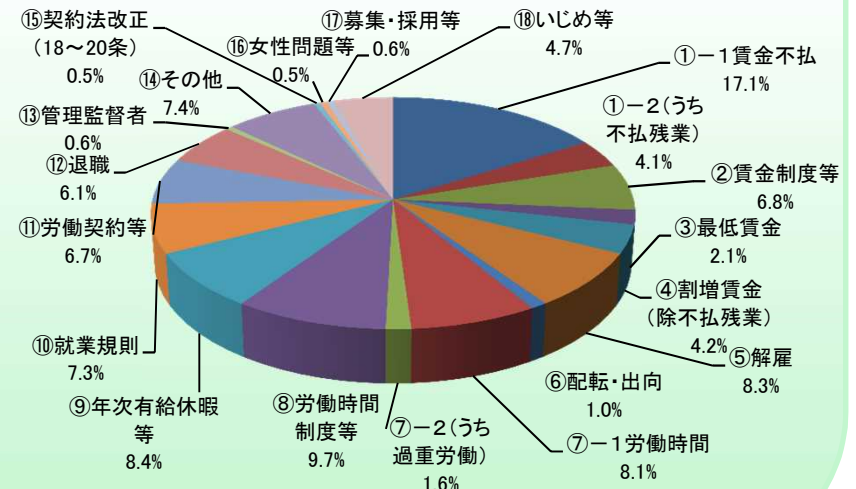
相談者労使の別



相談方法



相談内容



違法な長時間労働で書類送検した事例

過重労働撲滅に向けて、厚生労働省ではこれまでも長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んできており、平成26年9月には、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」が設置され、省をあげて、これらの対策の強化に取り組んでいる。

当局においても、過重労働等の撲滅に向けた対策推進のため、著しい過重労働により労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対しては、厳正に司法処分を行うこととしている。

事例1

違法な長時間労働を行わせた会社を労働基準法違反で書類送検

江戸川労働基準監督署は、平成28年5月9日、トラック運転手に対し月120時間を超える違法な長時間労働を行わせていたとして、道路貨物運送会社及び同社代表取締役を、労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

当該道路貨物運送会社の労働者であるトラック運転手が、荷物を輸送途中の高速道路パーキングエリアにおいて、トラックの運転席で意識不明の状態で発見され、救急隊により救助されたものの、翌日、脳出血で死亡したものの。

捜査の結果、直前の1か月間において、1日8時間を超える時間外労働が127時間30分に及んでいたものの。

事例2

違法な長時間労働を繰り返した会社を労働基準法違反で書類送検

大田労働基準監督署は、平成28年5月27日、自動販売機によるソフトドリンクの販売等を営む会社及び同社代表取締役を、違法な時間外労働を行っていた労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

支店勤務の労働者1名に対し、36協定で定める時間外労働の限度時間を超えて、1か月当たり最長で158時間24分の時間外労働を行わせ、その結果、当該労働者は精神障害を発症したものの。

同社は、違法な時間外労働については是正するよう複数回勧告を受けていたものの、その是正をしなかったものの。

2 第12次東京労働局労働災害防止計画の着実な推進等、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりの推進

(1) 本年度は、Safe Work TOKYO 4th Stage (第12次防4年目)

最重点対策

- 建設業における墜落・転落防止対策
- 小売業・飲食店・社会福祉施設における転倒災害防止対策

(2) これまでの主な取組

(ア) 全業種共通対策

- ・ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進
- ・ 「STOP！死亡災害」リーフレットによる安全管理に係る周知・啓発

(イ) 建設業対策

- ・ 足場の墜落防止措置に関する労働安全衛生規則改正の周知徹底
- ・ 建設現場一斉監督

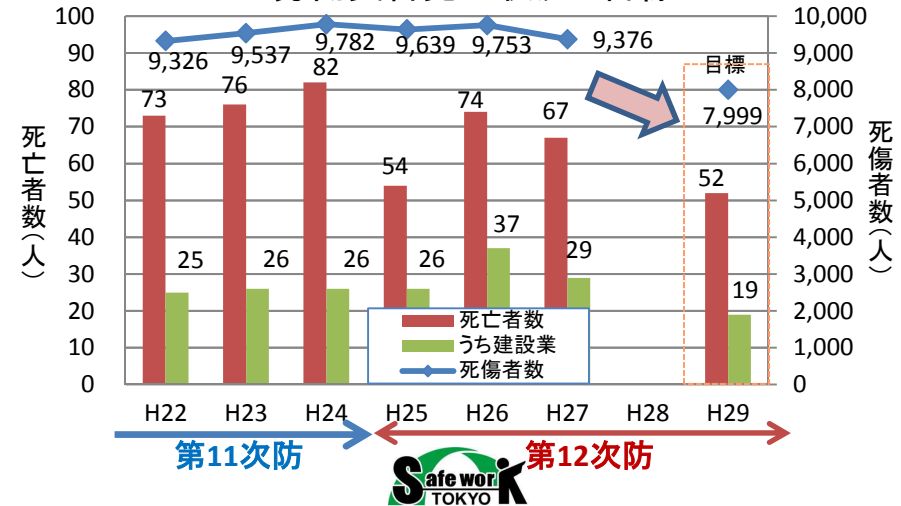
(ウ) 第三次産業対策

- ・ 小売業・飲食店の企業本社等に対する集団指導及び個別指導の実施
- ・ 施設介護・訪問介護・通所介護労働者向け転倒・腰痛災害防止のセルフチェックシートの作成

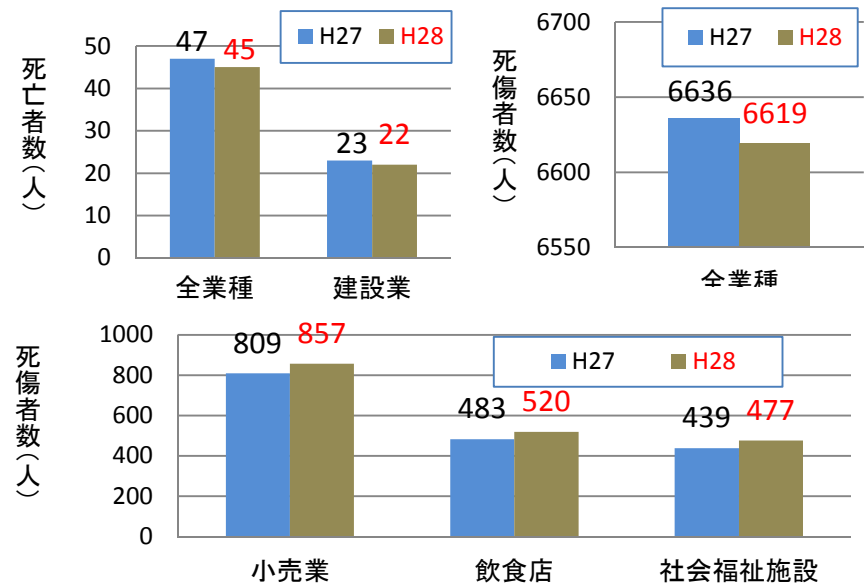
下半期の取組

- 1 建設現場一斉監督・局長パトロール等を行い、引き続き局署をあげて、現場に対する指導と関係法令の履行確保を行う。
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設工事における安全管理の徹底を図るために、受注元方事業者等で構成する連絡会を発足する。
- 3 冬期における凍結路面を原因とする転倒災害を防止するため、2月に「STOP！転倒災害プロジェクト」に重点的に取り組む。
- 4 災害が増加している第三次産業については、転倒災害の防止に係る指導・啓発に加え、業種ごとの特性に応じた災害防止対策に係る指導・啓発を行う(小売業、飲食店、食品加工用機械による切れ・こすれ等、社会福祉施設：腰痛等、ビルメンテナンス業：墜落・転落等)。

労働災害発生状況と目標



前年同期との比較



死亡者数は11月21日現在、死傷者数は10月末日現在

3 職場におけるメンタルヘルス対策と化学物質による健康障害防止対策の推進

(1) ストレスチェック制度と具体的な実施方法の指導

- 平成26年6月公布の改正労働安全衛生法によりメンタルヘルス対策として新たにストレスチェック制度が創設、平成27年12月1日から施行。
- 一次予防を主な目的とする本制度の正しい理解とスムーズな制度導入について、説明会の開催及びリーフレットの作成・配布による周知・啓発。

(2) 化学物質による健康障害防止のための指導

- 全ての化学物質を取り扱う事業場に対する計画的な監督指導等を実施。
- 化学物質のリスクアセスメントの義務化が平成28年6月1日から施行されているので、リーフレット等を作成し、周知・啓発。

メンタルヘルス対策調査結果

平成25年より順次事業場規模ごとに調査を実施している。その結果は、「心の健康づくり計画」について知っている事業場は労働者数100人以上の事業場で70.3%であった。また、事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明している事業場は同じく100人以上の事業場で67.4%であった。

業務上疾病発生状況の推移

平成27年の当局管内の業務上疾病(死亡及び休業4日以上)の発生件数は、前年に比べ8.7%減少、災害性の腰痛も前年に比べ5.2%減少しているが、業務上全体の63.6%と依然として高い比率を占めている。

下半期の取組

1 ストレスチェック制度の周知と実施方法の指導

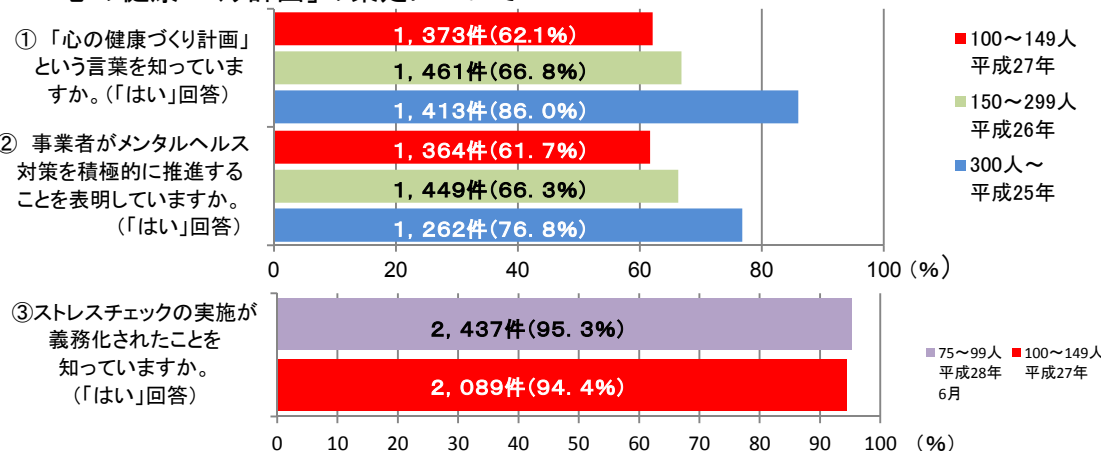
ストレスチェック制度の周知を引き続き実施するとともに、実施マニュアル、Q&A等により具体的な実施方法について指導。

2 化学物質のリスクアセスメントの周知と実施方法の指導

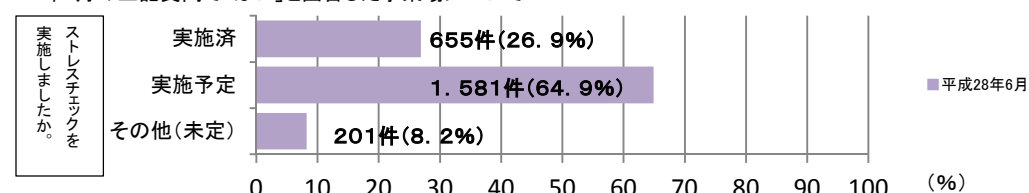
化学物質のリスクアセスメントの義務化の周知を引き続き実施するとともに、本省のパンフレット等により具体的な実施方法について指導。

メンタルヘルス対策調査結果

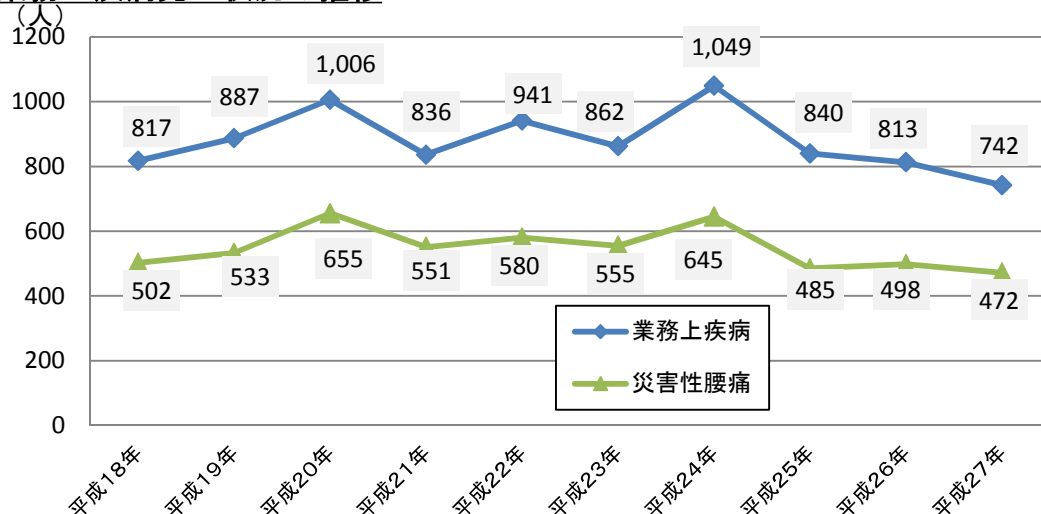
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定について



H28年6月の上記質問で「はい」と回答した事業場について



業務上疾病発生状況の推移



4 最低賃金制度等の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(平成28年度改正)

- ① 時間額 932円(25円, 2.76%の引上げ)
* 生活保護基準との乖離なし
- ② 発効日 平成28年10月1日

(2) 改正最低賃金の周知・広報

広報誌, HP掲載依頼, リーフレット・ポスター配布
(以下の約4,000箇所)

- ① 国の機関, 東京都, 各区市町村
- ② 労使団体, 地域・職域団体, 同業者組合, 郵便局等公的機関
求人情報誌, 学校(大学・高校・専門学校・日本語学校)等
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場

(3) 中小企業・小規模事業者への支援措置の周知

- ① 東京都最低賃金総合相談支援センター
最低賃金に関するワン・ストップ無料相談(専門家派遣等)
- ② 業務改善助成金の拡充(東京都内の事業場も対象へ)の周知
(①と②の所管の雇用環境・均等部と連携して実施)
- ③ キャリアアップ助成金の周知
(③の所管の職業安定部と連携して実施)

下半期の取組

1 特定(産業別)最低賃金の円滑な審議

2 周知・広報

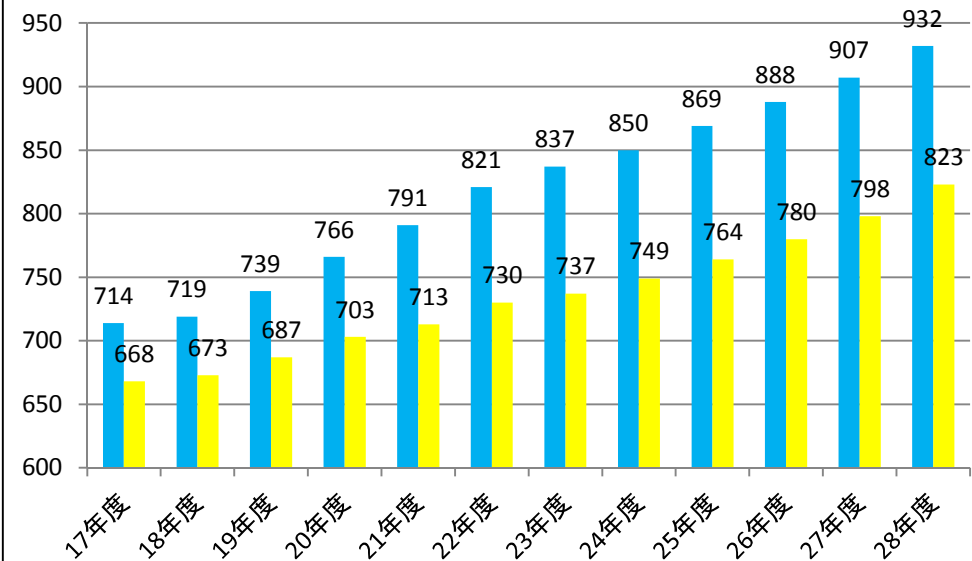
中小企業・小規模事業者を中心に改正最低賃金額, 並びに支援センター利用, 業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の活用について、引き続き説明会等あらゆる機会を捉え所管部門との連携を図り周知

3 最低賃金履行確保監督の適切な実施

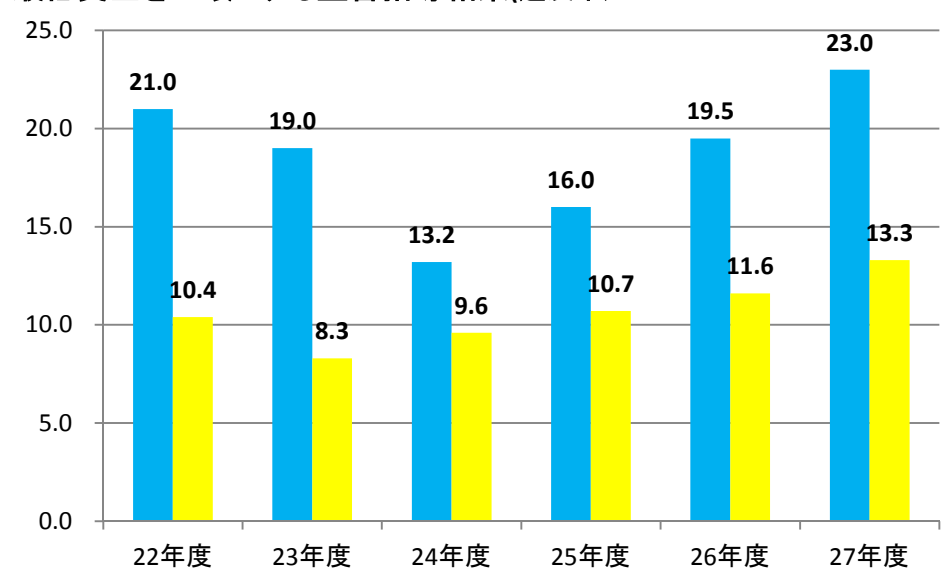
- ・ 管内状況及び各種の調査結果を踏まえた適切な対象業種の選定
- ・ 的確な監督指導の実施

4 革靴製造業最低工賃改正の円滑な審議

地域別最低賃金の推移



最低賃金を主眼とする監督指導結果(違反率)



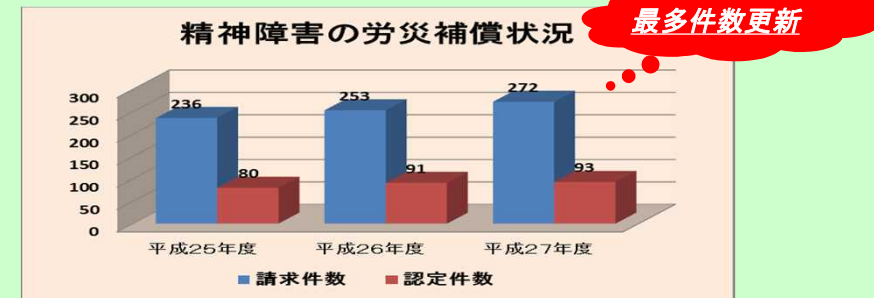
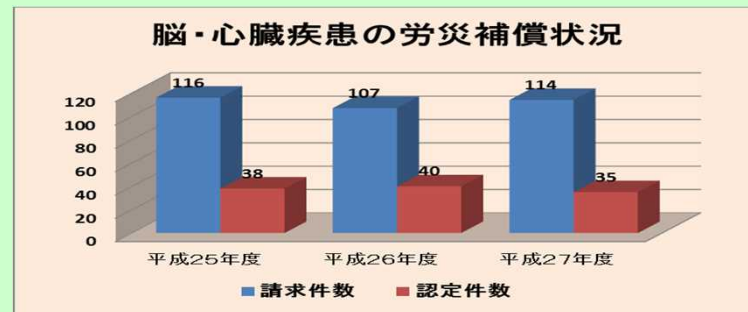
5 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

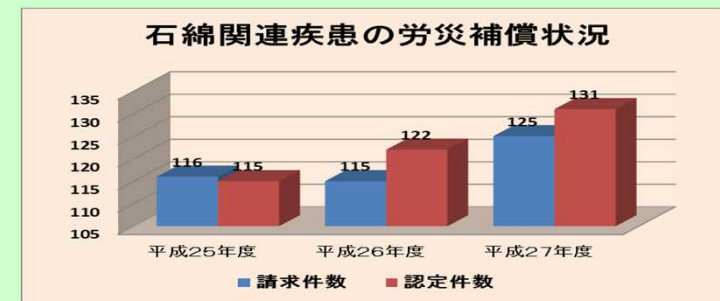
(2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、各種認定基準等を的確に運用し、調査完了目標を設定した上で、効率的・効果的な調査を実施。



(3) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

- ・ 効率的な調査を行い、認定基準に基づいて適正な決定を実施。
- ・ がん診療連携指定病院等を訪問し、受診者に対する労災請求勧奨を依頼。
- ・ 認定事業場に対して退職労働者等へ労災補償制度の周知等を文書で依頼。



下半期の取組



- 1 脳心臓疾患・精神障害、石綿関連疾患をはじめ、労災保険給付の請求について引き続き各種認定基準等に基づき適正な決定を迅速に実施する。
- 2 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に関して、労災年金等請求手続きについては監督署窓口において丁寧な説明を行うなど周知徹底を図る。

1 マッチング機能の更なる充実・強化

(1) 平成28年度(4月～9月)における職業紹介業務取扱状況

- ・就職件数は、68,793件(達成率95.7%)
- ・充足数は、93,850件(達成率99.7%)

(2) 求人者サービスの充実・強化

求人者ニーズの的確な把握、求人内容の適法性・正確性の確認や仕事内容についての記載の充実による分かりやすい求人票の作成、求職者の応募先の選定に役立つ事業所画像情報の収集、求人内容に応じた都内ハローワークや他県ハローワークとの連携等、求人充足に向けた取組を実施。

加えて、早期の充足が見込まれる求人については、求人公開前までに対象となる求職者をあらかじめ選定し、求人公開後速やかに職業紹介に結び付けるなど、早期マッチングをより意識した取組を実施。

また、充足をより意識し、求職者ニーズの高い職種等を確保するための計画的・戦略的な求人開拓を実施するとともに、一定期間経過時点で未充足となっている求人に対して求人条件の緩和を積極的に働きかけるなど、求人の充足につなげていく取組を実施。

(3) 求職者サービスの充実・強化

求職者ニーズの的確な把握や、求人情報提供端末の利用者に対する積極的な声掛けによる窓口への誘導・職業相談を実施。

また、求人部門で充足対策を意識し選定した求人や、職業相談部門から見て選定した求人などを活用して、職業相談窓口で積極的に提案し職業紹介を行うなど、積極的・能動的なマッチングを推進。

若年者及び雇用保険受給者については、早期就職に向け重点的に取り組むべき対象とし、担当者制での個別支援等を実施。

下半期の取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングを始めとする各種取組を着実に実施する。

・広域的な連携

求人の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

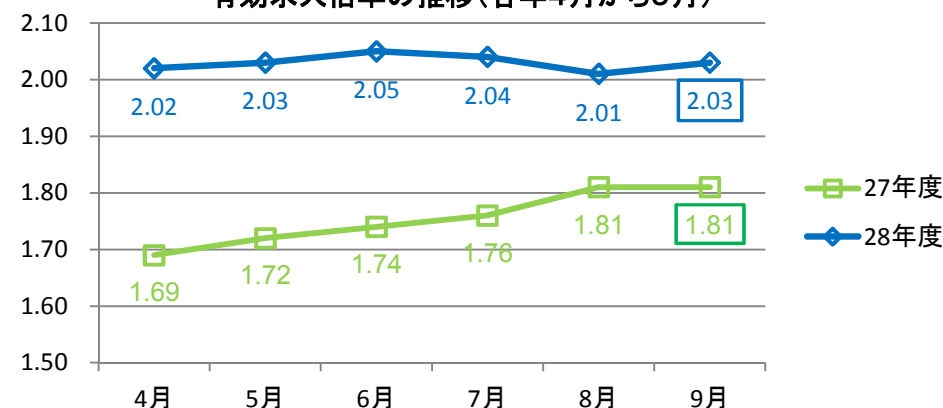
・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。

平成28年度 職業紹介業務取扱状況(4月から9月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	251,407	248,536	98.9%	265,845	▲ 6.5%
紹介件数	587,483	538,615	91.7%	607,867	▲ 11.4%
就職件数	71,849	68,793	95.7%	74,992	▲ 8.3%
就職率(%)	28.6	27.7	▲ 0.9P	28.2	▲ 0.5P
新規求人数	734,470	758,896	103.3%	706,953	7.3%
充足数	93,832	93,580	99.7%	99,118	▲ 5.6%
充足率(%)	12.8	12.3	▲ 0.5P	14.0	▲ 1.7P

有効求人倍率の推移(各年4月から9月)



平成28年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から9月)

	平成28年度	平成27年度	前年同期比
受給資格決定件数	70,967	76,967	▲ 7.8%
受給者実人員(月平均)	38,109	41,572	▲ 8.3%
再就職手当支給決定件数	19,149	19,056	0.5%
就職件数	17,450	18,714	▲ 6.8%
早期再就職件数(7月末現在)	15,709	16,582	▲ 5.3%

最近の雇用失業情勢

【トピックス】

・平成28年9月の有効求人倍率(季節調整値)は2.03倍となり、前月より0.02ポイント上昇した。3か月ぶりに前月を上回り、6か月連続の2倍台となった。(昭和49年6月:2.04倍)

最近の雇用失業情勢 (平成27年9月～平成28年9月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	①	②	③	④	⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦	⑧	全 国 万人・%		商 関 東 万人・%	
	新規求職者数	新規求人数	月間有効求職者数	月間有効求人数	全 国	東京都	全 国	東京都	就職件数	充足数	⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑫完全失業率
平成25年度	47,118 (▲7.9)	109,179 (12.5)	216,142 (▲7.2)	302,536 (14.7)	1.53 (0.21p)	2.32 (0.42p)	0.97 (0.15p)	1.40 (0.27p)	12,511 (▲0.4)	16,723 (▲1.3)	256 (▲24)	3.9 (▲0.4p)	78 (▲7)	4.1 (▲0.3p)
平成26年度	45,027 (▲4.4)	116,323 (6.5)	203,187 (▲6.0)	327,227 (8.2)	1.69 (0.16p)	2.58 (0.26p)	1.11 (0.14p)	1.61 (0.21p)	12,412 (▲0.8)	16,541 (▲1.1)	233 (▲23)	3.5 (▲0.4p)	68 (▲10)	3.5 (▲0.6p)
平成27年度	41,900 (▲6.9)	122,846 (5.6)	192,451 (▲5.3)	348,899 (6.6)	1.86 (0.17p)	2.93 (0.35p)	1.23 (0.12p)	1.81 (0.20p)	11,899 (▲4.1)	15,854 (▲4.2)	218 (▲15)	3.3 (▲0.2p)	65 (▲3)	3.3 (▲0.2p)
平成27年9月	40,123 (▲13.2)	120,584 (1.8)	190,702 (▲6.6)	343,569 (5.0)	1.83 [- 0.01p]	2.97 [0.04p]	1.23 [0.01p]	1.81 [0.00p]	11,791 (▲5.6)	15,699 (▲6.1)	227 (▲6)	3.4 [0.0p]	64 (▲3)	3.3 (▲0.2P) (全国 3.4 ▲0.2p)
10月	45,844 (▲2.8)	133,212 (3.5)	194,787 (▲6.0)	356,488 (5.6)	1.86 [0.03p]	2.83 [- 0.14p]	1.24 [0.01p]	1.82 [0.01p]	12,638 (▲4.9)	16,733 (▲4.4)	208 (▲25)	3.2 [- 0.2p]		
11月	34,776 (▲1.4)	122,344 (16.0)	188,128 (▲4.5)	359,705 (8.7)	1.90 [0.04p]	3.10 [0.27p]	1.26 [0.02p]	1.84 [0.02p]	11,580 (▲2.6)	15,476 (▲0.7)	209 (▲10)	3.3 [0.1p]	60 (▲5)	3.1 (▲0.2p) (全国 3.1 ▲0.2p)
12月	30,508 (▲6.1)	114,411 (6.2)	176,533 (▲3.0)	352,095 (9.3)	1.90 [0.00p]	3.18 [0.08p]	1.27 [0.01p]	1.87 [0.03p]	10,687 (▲5.7)	14,121 (▲4.6)	204 (▲6)	3.3 [0.0p]		
平成28年1月	40,328 (▲10.6)	130,290 (1.8)	173,294 (▲4.8)	352,869 (7.9)	2.07 [0.17p]	3.00 [- 0.18p]	1.28 [0.01p]	1.88 [0.01p]	10,125 (▲9.8)	13,005 (▲10.6)	211 (▲20)	3.2 [- 0.1p]		
2月	42,769 (▲3.8)	135,274 (17.5)	178,497 (▲5.3)	369,763 (9.7)	1.92 [- 0.15p]	2.95 [- 0.05p]	1.28 [0.00p]	1.90 [0.02p]	10,810 (▲7.4)	14,528 (▲6.9)	213 (▲13)	3.3 [0.1p]	65 (▲2)	3.3 (▲0.1p) (全国 3.2 ▲0.3p)
3月	42,733 (▲10.3)	131,669 (5.8)	187,167 (▲6.1)	380,863 (8.9)	1.90 [- 0.02p]	3.31 [0.36p]	1.30 [0.02p]	1.95 [0.05p]	11,958 (▲7.0)	17,268 (▲2.8)	216 (▲12)	3.2 [- 0.1p]		
4月	50,833 (▲11.6)	123,517 (5.5)	195,882 (▲7.8)	370,215 (10.0)	2.06 [0.16p]	3.15 [- 0.16p]	1.34 [0.04p]	2.02 [0.07p]	12,556 (▲5.8)	16,995 (▲4.6)	224 (▲10)	3.2 [0.0p]		
5月	41,992 (▲2.6)	121,530 (17.1)	194,309 (▲6.8)	360,501 (11.3)	2.09 [0.03p]	3.29 [0.14p]	1.36 [0.02p]	2.03 [0.01p]	11,740 (▲7.7)	15,901 (▲4.0)	216 (▲8)	3.2 [0.0p]	65 (▲5)	3.3 (▲0.2p) (全国 3.3 ▲0.1p)
6月	41,071 (▲8.0)	131,796 (5.7)	191,196 (▲6.9)	362,338 (9.4)	2.01 [- 0.08p]	3.36 [0.07p]	1.37 [0.01p]	2.05 [0.02p]	11,985 (▲7.2)	16,420 (▲5.2)	210 (▲14)	3.1 [- 0.1p]		
7月	37,716 (▲10.7)	122,677 (▲0.3)	185,188 (▲7.3)	359,768 (6.7)	2.01 [0.00p]	3.16 [- 0.20p]	1.37 [0.00p]	2.04 [- 0.01p]	11,217 (▲11.2)	15,188 (▲8.4)	203 (▲19)	3.0 [- 0.1p]		
8月	37,218 (▲2.5)	124,193 (5.4)	181,592 (▲6.6)	360,677 (5.3)	2.02 [0.01p]	3.10 [- 0.06p]	1.37 [0.00p]	2.01 [- 0.03p]	10,468 (▲9.8)	14,206 (▲6.1)	212 (▲13)	3.1 [0.1p]	61 (▲3)	3.1 (▲0.2p) (全国 3.1 ▲0.3p)
9月	39,706 (▲1.0)	135,183 (12.1)	180,582 (▲5.3)	367,210 (6.9)	2.09 [0.07p]	3.33 [0.23p]	1.38 [0.01p]	2.03 [0.02p]	10,827 (▲8.2)	14,870 (▲5.3)	204 (▲23)	3.0 [- 0.1p]		

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分及び年分は原数値である。(季節調整値は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の()内は、**前年**との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の[]内は、**前月**との比較(比率)である。

3 新規・有効求人数、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑪⑫欄は、南関東〔東京、埼玉、千葉、神奈川〕及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、平成22年国勢調査結果を基準とする新基準で適集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

2 正社員転換・待遇改善等の推進

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

- ・東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」に基づき実施
- ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などの取組を促進するため、定期的に事業主向け説明会を開催して、「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進
- ・「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター、ニート等の正社員就職を促進
- ・わかものハローワークにおいて、フリーター等に対する キャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能の強化

(2) 「多様で安心できる働き方」の普及等による非正規雇用労働者のキャリアアップ支援

- ・職務・勤務地・勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、局において企業向けセミナーを実施
- ・改正パートタイム労働法の積極的な周知・啓発

(3) 正社員就職のための支援

- ・わかものハローワーク及び各ハローワークのわかもの支援窓口において、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供
- ・ハローワークを利用して就職が決定した者等を中心として職場定着支援を実施
- ・フリーター等の現状について、学校段階からの学生・生徒に対する周知・広報を行い、若者の安定就労の意欲を喚起

【平成28年4月から8月末までの正社員就職件数】

目標件数	実績	進捗率
29,821	26,602	89.2%

3 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

(1) 福祉分野

- ・福祉分野の専門窓口「ハートフルワークコーナー」を都内6か所に設置のうえ、担当制によるきめ細やかな職業相談・紹介、求人票だけでは分からない情報（施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など）の提供によるマッチング強化
- ・求職者の掘り起しを目的とした各種セミナーの開催や事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施
- ・求人者に対しては、求人充足に向けた条件の見直しなどのコンサルティング支援を実施
- ・東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有化事業を実施
- ・東京都及び関係機関との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信
- ・東京都福祉人材対策推進機構への参画と当該機構の運営協議会・専門部会での人材確保を協議

(2) 建設分野

- ・都内3カ所のわかものハローワーク（渋谷・新宿・日暮里）及びハローワーク飯田橋に建設業のイメージアップを狙った情報発信ブースを設置
- ・建設事業主向けセミナーの開催、業界セミナーをセットにした面接会の実施
- ・（一社）東京建設業協会をはじめとした建設業団体との連携による周知啓発
- ・「建設労働者確保育成助成金」等関連助成金制度の周知

(3) 人手不足分野における雇用管理改善の取組

- ・介護及び建設分野において、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」を（公財）介護労働安定センター東京支部、株式会社労働調査会に委託し、雇用管理改善啓発セミナーの開催と雇用管理アドバイザーによる普及・啓発（個別支援）等の実施
- ・「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を（公財）介護労働安定センターに委託し、先進的な取組みを行っている事業所の事例紹介、課題等のモデル調査及びコンサルティングを実施
- ・（公財）介護労働安定センター東京支部が実施する雇用管理改善に係る「専門家による無料相談事業」への誘導や各種助成金の案内、求人募集に係る相談援助等を実施

下半期の取組

- ・「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」、「平成28年度東京都雇用対策協定に基づく事業計画」等に基づき積極的な業務を推進
- ・平成28年10月から12月を「東京労働局・めざせ！今こそ正社員！プロジェクト」として、正社員就職の強化期間と定め、経営団体や事業所等を訪問して正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進するとともに、ハローワークによる正社員就職の実現、正社員実現に取り組む事業主への支援を積極的に実施

【福祉分野】

- ・都内6か所に設置しているハートフルワークコーナーを中心とした、きめ細やかな職業相談、求人充足に向けたコンサルティング支援、介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援を実施
- ・積極的な面接会（ツアー型面接会含む）、各種セミナー等の開催
- ・11月11日介護の日に合わせて、11月を「福祉人材確保重点実施期間」とし、集中的に求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を実施
- ・福祉人材センター・ナースプラザ等と共催による「介護就職デイふくし就職フェア」を11月11日に開催
- ・東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施

【建設分野】

- ・一般社団法人東京建設業協会との連携による企業説明会及び就職面接会の実施
- ・雇用管理改善促進事業の効果的な運営を図るため、周知・広報の強化を図る

正社員転換・待遇改善実現プラン～東京5ヶ年計画～

計画期間等

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための計画（平成28年4月～平成33年3月の5ヶ年）を策定し、各種の取組みを強力に推進する。

取組目標

(1) 正社員転換等について

目標

- ハローワークによる正社員就数：348,000人（平成28-32年度累計）
- ハローワークにおける正社員求人数：3,030,000人（平成28-32年度累計）
- 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数：102,000人（平成28-32年度累計）
- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：75%
- ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数：170,000人以上（平成28-32年度累計）
- 無期雇用派遣の増加：現状の比率から10パーセントポイント増
- 紹介予定派遣の増加：全事業所の10%
- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：23,000人（平成28-32年度累計）
- パートタイム労働法第13条（正社員転換措置）の履行確保のための情報提供の件数：1,000件（平成28-32年度累計）
- 短時間正社員制度導入マニュアルの周知件数：500件（平成28-32年度累計）

(2) 待遇改善について

目標

- ユースエール認定企業の数：100社（平成28-32年度累計）
- 「パートタイム労働者活躍企業宣言サイト」の周知件数：600社（平成28-32年度累計）

「東京労働局・めざせ！今こそ正社員！プロジェクト」概要

● 実施期間：平成28年10月から12月までの3か月間

● 実施主体：東京労働局・都内ハローワーク

経営団体等に対し正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進

●東京労働局幹部職員、公共職業安定所長が、業界団体や有力事業所を訪問し、その理解と協力を依頼。●求人開拓や各種事業主指導等のための事業所訪問時、各種説明会や求人受理・求人充足サービス・各種事業主指導等の庁内窓口業務等を行う中で、各種支援策等の更なる活用促進・周知徹底。

ハローワークによる正社員就職の実現

● 若者・新卒者の正社員就職に向けた就職支援

都内HW17所に加え、わかものHW（都内3か所）新卒応援HW（都内2か所）において、担当者制等による個別支援を実施

● 子育て中の女性等の活躍促進

マザーズHW（都内3か所）が及びマザーズコーナー（都内6か所）が中心となって、女性の活躍促進を後押し

● 職業訓練受講者や雇用保険受給者への就職支援

● 人手不足分野における人材確保の強化

 期間中、重点支援対象分野を毎月設定し、戦略的に正社員就職を促進。 ※このほか、高齢者・障害者等に対しては、個々の状況に応じたきめ細やかな就職支援を引き続き実施

正社員実現に取り組む事業主への支援

● 若者応援宣言企業及びユースエール認定企業の確保

若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業（若者応援宣言企業）や雇用管理の優良な企業（ユースエール認定企業）の魅力を発信する機会を増やし、若者等の人材確保を後押し。※若者応援企業863社（9月末現在）、ユースエール認定企業7社（9月末現在）

● 正社員転換等を行う企業に助成金支給

非正規雇用労働者の正社員転換、人材育成、処遇改善などに取り組む企業を助成（キャリアアップ助成金）

 **東京都雇用対策協定に基づく事業計画**
（平成28年3月30日）に基づき、東京都と連携・協力して取組を推進

● ミニ面接会・管理選考等の集中的開催

月ごとに支援対象者の属性を定め、支援対象者の正社員化を意識したミニ面接会、管理選考等を集中的に実施。所単独、近隣ハローワークとの合同開催等、効果的・効率的な実施となるよう検討。

● 「魅力ある職場づくり」の推進

各企業に対して正社員採用等を働きかけるなど、「魅力ある職場づくり」を推進し、企業の「働きがい・働きやすさ」といった魅力の発信と向上への助言・援助を実施。

● 新規求職者等の掘り起こし

ハローワークのサービスメニューの周知等をあらゆる機会、方法（SNSや動画の活用）により実施し、新規求職者の掘り起こしを実施。

今年度目標、**正社員就職 68,523人**（プロジェクト期間中目標：16,568人）

の実現！

4 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

(1) 東京労働局と東京都との連携

東京都と連携・協力して実施する取組等について、東京都雇用対策協定 に基づき、毎年度事業計画を策定するとともに、非正規雇用労働者の増加や福祉分野の人材不足などの地域の課題に対し、機動的かつ総合的な雇用対策を実施。

(2) ハローワークと基礎自治体との連携

・地域雇用問題連絡会議(22区26市1町と41回開催)

・「労働局と地方公共団体との雇用対策協定」に基づく一体的実施の推進
(20区4市25箇所で開催)

区市町村からの提案をもとに、ハローワークが行う無料職業紹介等と区市町村が行う業務を協定に基づき一体的に実施することで、地域の求職者の利便性の向上と就職促進を図る。

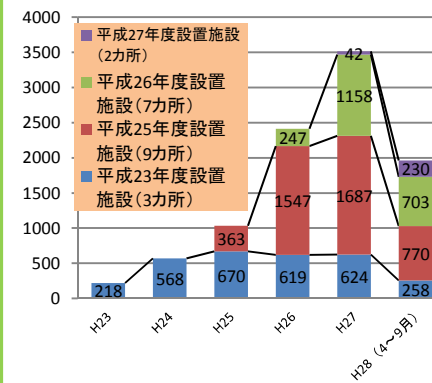
・生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当制による個別支援等を実施するほか、定期的な巡回相談の実施等により福祉事務所等へ早期にアプローチする取組みや労働局と地方公共団体との雇用対策協定による地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置を拡大する。さらに、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援対象者に対する相談支援を実施する相談機関との連携を更に深め、早期就労に向けたきめ細かい相談支援サービスを実施する。

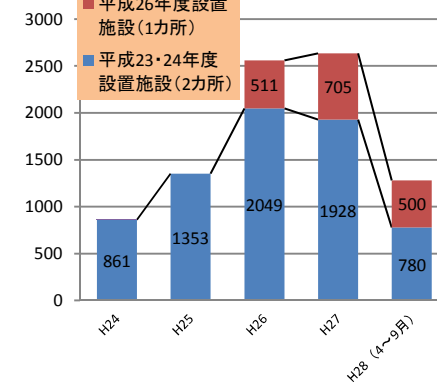
・ふるさとハローワークの運営(5区10市1町16箇所で開催)

ハローワークが原則として設置されていない地域において、当該区市町村と連携して設置・運営する「ふるさとハローワーク」を通じ、地域住民の利便性の向上と一層の就職促進に努めるとともに、区市町村と連携した就職面接会等の積極的開催等を通じ、緊密な信頼関係の構築に努める。

一体的実施事業取扱状況



生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全22カ所)



一般求職者を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全3カ所)

生活保護受給者等就労自立促進事業取扱状況(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
3,695	3,901	105.6%

ふるさとハローワーク取扱状況:就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
6,397	6,457	100.9%

下半期の取組

- ・東京都雇用対策協定に基づく事業計画を実施。
- ・ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を1か所で行う「利用者の視点に立つての一体的実施」を継続的に展開。
- ・地域の利便性向上を図るふるさとハローワークの運営
- ・地方版ハローワークの創設に係る特定地方公共団体への支援

東京労働局と東京都との連携による業務展開

平成28年度 東京都雇用対策協定に基づく事業計画(概要)

1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

- (1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進
 - ア 正社員転換に取り組む企業に対する経済的支援の実施
 - イ 若者の正社員採用に取り組む企業に対する経済的支援の実施
 - ウ ワンストップ窓口の運営
 - エ シンポジウム等の開催による正社員化の機運の醸成
- (2) 若年者に対する就職支援の充実
 - ア 東京しごとセンターにおける一体的な就職支援
 - イ 新規大卒者や既卒者向けの合同就職面接会の共催
 - ウ 若年者を対象とした各種支援制度の周知広報
- (3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施
 - ア 職業講話やインターンシップの実施等
 - イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施
 - ウ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施
- (4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化

2. 中小企業等での人材確保対策等の強化

- (1) 中小企業や人手不足分野(介護・保育・看護・建設分野等)での人材確保の強化
 - ア 中小企業緊急人材確保支援事業等の実施
 - イ ナースプラザ・ハローワーク連携事業の推進
 - ウ 医療従事者の「雇用の質」向上の取組の推進
 - エ 福祉人材確保対策の充実
- (2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化
 - ア 施設内訓練における、都立職業能力開発センターとハローワーク間の情報共有化の推進など、訓練からの円滑な移行によるマッチング支援の実施
 - イ 民間委託訓練受講生に対する就職支援の強化等
 - ウ 地域の人材育成ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定と地域の人材育成支援全体の在り方等について検討
 - エ 産業人材確保事業の実施

3. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

- (1) 女性の活躍促進
 - ア 女性の再就職支援の推進
 - イ マザーズハローワーク等との連携による子育て女性等に対する職業訓練の実施
 - ウ 子育て女性等を対象とした各種支援制度の周知広報
 - エ 女性の活躍促進等に向けた機運の醸成等
- (2) 高齢者に対する就労支援の推進
 - ア 高齢者の再就職の援助・促進
 - イ 65歳以上の高齢者に対する就職支援の強化
 - ウ 高年齢者の多様な働き方への支援
- (3) 障害者・難病患者等に対する就労支援の推進
 - ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進
 - イ 関係機関が連携したチーム支援の実施
 - ウ 障害者等の安定した雇用の促進
 - エ 中小企業における障害者雇用等の推進
 - オ 障害者雇用に関する普及啓発の実施
 - カ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進
 - キ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止等の措置の履行
 - ク 難治性疾患患者に対する就労支援の強化
- (4) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施
 - ア がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援
 - イ 外国人の雇用対策の推進
 - ウ 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援
 - エ ひとり親家庭に対する就労支援
 - オ ホームレスの就業対策の推進
 - カ 公正な採用選考の推進

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 「働き方改革」の取組の推進
 - ア 「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現のため改善に意欲のある企業に対する支援
 - イ 「働き方改革」の周知広報等
 - ウ ワンストップ窓口の運営(再掲)
- (2) 育児・介護を両立できる環境の整備等

5. 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

- (1) 相談環境の整備
- (2) 若者への労働法の普及啓発等
- (3) 若者のアルバイト時の注意喚起

ハローワークと基礎自治体との連携による業務展開

ハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化を目指します。

地域雇用問題連絡会議の開催

一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開

【生活保護受給者等対応型】
 新宿区 中野区 墨田区 葛飾区
 大田区 足立区 練馬区 荒川区
 江戸川区 江東区 世田谷区
 台東区 港区 豊島区 板橋区 北区
 八王子市 調布市 町田市 府中市
 (28.9.30現在16区4市で実施)

【一般対応型】
 品川区 杉並区 江戸川区
 (28.9.30現在3区で実施)

ハローワーク
(17所)

連携事業の協議

基礎自治体
(区市町村)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
 - ・基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・労働基準監督署
 - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- 28.9.30現在、21区26市1町と35回開催

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施
 (28.9.30現在5区11市町で実施)

目黒区 世田谷区 練馬区 北区 荒川区
 日野市 東大和市 小平市 昭島市
 あきる野市 瑞穂町 東久留米市 西東京市
 清瀬市 多摩市 東村山市

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 葛飾区 江戸川区 立川市
 板橋区 足立区 八王子市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供。

台東区 品川区 杉並区 中央区 豊島区
 千代田区 新宿区 渋谷区 目黒区 文京区
 あきる野市 葛飾区
 東京都産業労働局 福祉保健局

5 若者に対する就職支援

(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

ア 新規学校卒業者の求人開拓等の徹底

都内事業主団体等に対する求人要請及びハローワークを挙げて、求人開拓を実施。

イ 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化

各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、職業ガイダンス、職場見学、面接指導等の就職支援を実施。企業説明会の開催。

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(%) (③/②)
29年3月卒	109,493	6,458	3,223	40,803	6.32	49.9%
前年比	2.0%	▲0.8%	1.4%	13.0%	0.77P	1.1P

【平成28年9月末現在】

ウ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークを拠点とし、4カ所のサテライト(飯田橋・渋谷・池袋・立川)において、担当制による個別支援、大学との連携による支援、就職面接会の開催等による就職支援を実施。

エ 未就職卒業者の就職支援の強化

「未就職卒業生への集中支援2016」として、4月～6月末に徹底した個別支援を実施。

下半期の取組

・新規学卒求人の求人確保

ハローワークでは、未内定学生のマッチングに向け、更なる量的求人を確保するため、挙所体制により取組む。

・未内定学生・生徒への就職支援

学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。

・若者雇用促進法の周知

青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて行う。

・労働法制の知識の付与

職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知、啓発を行い、学校の要望により講師派遣を行う。

新規学卒者面接会等開催状況

(高校生対象)

説明会	実施結果
7月15日 企業説明会in青梅	参加企業数:12社 参加者:104人 説明数:210人
7月15日 企業説明会in足立	参加企業数:24社 参加者:73人 説明数:177人
7月22日 第1回高校生のための 企業説明会 in立川	参加企業数:40社 参加者:305人 説明数:867人
7月26日～28日 企業説明会in新宿	参加企業数:75社 参加者:1,053人 説明数:2,932人
10月7日 企業説明会in青梅	参加企業数:9社 参加者:17人 説明数:47人
10月14日 企業説明会in足立	参加企業数:15社 参加者:47人 説明数:142人
10月25日～27日 第2回高校生のための 企業説明会 in新宿	参加企業数:102社 参加者:273人 説明数:603人

下半期の予定

1月下旬 企業説明会in新宿	参加企業数:25社 (予定)
-------------------	-------------------

(大学生等対象)

面接会/説明会	実施結果
4月25日・26日 既卒者限定 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:158人 面接数/就職数:323人/17人
5月30日(東京都共 催)既卒者限定 めざせ正社員面接会	参加企業数:69社 参加者:258人 面接数/就職数:541人/29人
6月18日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:272人 面接数/就職数:610人/36人
7月20日 HW池袋 新卒応援合同企業 説明会	参加企業数:6社 参加者:32人 説明数/就職数:63人/5人
8月4日・5日 中小企業の魅力発見 新規大卒者等合同企 業説明会	参加企業数:57社 参加者:184人 説明数/就職数:544人/7人
9月1日(東京都共催) 第1回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:170社 参加者:677人 面接数:1,595人
9月27日 八王子新卒応援HW 新規大卒者等就職面 接会	参加企業数:15社 参加者:69人 面接数:151人 (甲府新卒HW共催)
10月6日・7日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社 参加者:306人 面接数:612人
10月12日 HW池袋 新卒応援合 同就職面接会	参加企業数:6社 参加者:20人 面接数:40人
11月1日(東京都共催) 第2回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:88社 参加者:325人 面接数:513人

下半期の予定

12月14日・15日 東京新卒応援HW 合同就職面接会	参加企業数:50社(予定)
2月2日(東京都共催) 第3回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数:170社(予定)

(2)若年者に対する就職支援

ア わかものハローワーク等による就職支援

不安定就労の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)及び各ハローワークに設置するわかもの支援窓口において、個別担当者制を中心とする対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施。

イ 職業能力開発施策の効果的活用

職業能力形成機会が不足している若年者については、その特性に配慮した各種職業訓練等の情報提供及び適切な受講あっせんを行うことで早期就職の実現に向けた支援を実施。

ウ 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

フリーター等の就職支援に当たっては、若者ステップアッププログラムに基づき、セミナー・ジョブクラブ・書類作成・面接対策など各種の就職支援メニューを適宜組み合わせ、支援対象者個々の課題に応じた柔軟な対応による職業相談・職業紹介を実施。

また、就職面接会・定着支援セミナー等の実施による正社員就職機会の提供、就職後の職場定着支援を実施。

【都内わかものハローワークでの就職支援状況(4月～9月)】

新規求職者	紹介数	HW紹介就職数
7,950	24,360	2,180

【フリーター等の就職状況(4月～8月)】

目標数	実績	達成率
14,747	14,443	97.9%



下半期の取組

- ・東京労働局「めざせ！今こそ正社員！プロジェクト」の中で若者向け強化期間を設定フリーター等に対する正社員転換に係る意識啓発を図るとともに、若者の年内正社員就職の実現を目指し、わかものハローワーク及びわかもの支援窓口を中心に11月10日～12月9日の一か月間「若者正社員就職応援キャンペーン」を実施。本キャンペーン期間中に若者向け就職面接会・会社説明会・セミナー等を積極的に実施するほか、わかものハローワーク共催による連続面接会を実施。

・新規求職者確保に向けた周知・広報の強化

都内わかものハローワークにおけるSNS(Facebook・LINE@)を活用した情報発信及びホームページ掲載内容の充実強化を図る。また、自治体・関係機関等に対する周知広報の協力依頼を改めて実施するほか、周知用ポスター等の作成による公共交通機関等への掲示や新聞広告等、新たな媒体を活用した周知広報の強化に取組む。

6 子育て中の女性やひとり親に対する就職支援

(1)マザーズハローワーク等における就職支援の充実

マザーズハローワーク・コーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行うなかで、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施

また、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保など、求職者ニーズに応じた求人確保に努める。

【平成28年度上半期の取組状況】 ※ 担当者制による支援状況

対象者目標数	実績	進捗率	就職目標数	実績	進捗率
5,800	3,272	56.4%	5,133	3,024	58.9%

(2)ひとり親に対する雇用対策の推進

地方公共団体やNPO法人等との連携により、マザーズハローワークにおける支援内容等の情報発信や支援を必要とする者の把握に努めるものとする。

また、各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワークの支援内容等を説明のうえ、マザーズハローワークにおける支援が効果的であると思われる者について、担当者制による支援等により就職支援を実施する。

【平成28年度上半期の取組状況】 ※ ひとり親等の就職状況

新規求職者数	就職件数	就職率
7,281	2,334	32.1%

※ 記載の数字は28年8月現在

下半期の取組

- ・マザーズハローワークにおいては、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進する。
- ・引き続き、求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等を図る。
- ・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会を共催し、子育て中の女性やひとり親等に求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

新卒応援ハローワーク・わかものハローワーク・マザーズハローワーク

わかものハローワーク

- 個別担当者制による職業相談・紹介
- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・コミュニケーション等の各種セミナー開催
- 求人閲覧、適職診断、応募書類作成、企業情報収集等の各コーナー設置
- ミニ就職面接会の開催等
- LINE@、Facebookでの情報発信



適職診断専用
パソコン

ジョブクラブ（就活応援塾） **おすすめ！**

正社員経験が浅い方が、同じ悩みや目的をもった仲間とのグループワーク等を通じて、自己を見つめ直し、就職を実現する力を培うセミナー

☆短期集中のカリキュラム

☆修了生の就職は約9割が3
か月以内に実現！



グループワークの様子

都内わかもの
ハローワーク

所名	設置施設
渋谷	東京わかものハローワーク
新宿	新宿わかものハローワーク
足立	日暮里わかものハローワーク

わかものハローワークの他、都内17ハローワークに「わかもの支援窓口」を設置

新卒応援ハローワーク

- 予約担当者制による職業相談・紹介 **おすすめ！**

- 本番さながらの模擬面接の実施 **おすすめ！**



個別相談



模擬面接

- 求人閲覧、企業情報収集、内定者の就活報告等の各コーナー設置

- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・グループディスカッション等の各種セミナー開催

- 合同就職面接会、合同会社説明会の開催等

- LINE@、Twitterでの情報発信



セミナーの様子

新卒応援ハローワーク

所名	設置施設
新宿	東京新卒応援ハローワーク
八王子	八王子新卒応援ハローワーク

- 予約担当者制によるきめ細やかな就職支援

- 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保と事業所情報の収集・提供 **おすすめ！**

- 託児付きセミナー・パソコン講習の開催 **おすすめ！**

- 自治体等との連携による保育サービス関連情報の提供

子供と一緒に
じっくり相談



チャイルドコーナーは
見守り監視員
を配置



マザーズハローワーク



都内マザーズハローワーク

所名	設置施設(マザーズ)
渋谷	マザーズハローワーク東京
足立	マザーズハローワーク日暮里
立川	マザーズハローワーク立川
大森	マザーズコーナー
池袋	マザーズコーナー
木場	マザーズコーナー
八王子	マザーズコーナー
町田	マザーズコーナー
府中	マザーズコーナー

7 高齢者雇用対策の推進

(1) 高齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導・助言

高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対し速やかに改善をはかるための個別指導を徹底するとともに、必要に応じて支援・助言を実施する。

(2) 年齢にかかわらず働くことができる企業等の普及

継続雇用制度の対象者基準を設けている(経過措置)企業に対し、希望者全員が65歳以上まで働ける制度への改定の必要性について啓発・指導を実施する。

(3) 高齢者の再就職の援助・促進

高齢者、特に65歳以上の求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計や支援チームによる就労支援を行う生涯現役支援窓口を都内4所(大森・池袋・足立・立川)に設置し、高齢者の再就職支援を推進する。

下半期の取組

- ・平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援を実施し、働きかけを行う。
- ・高齢者求職者に対する生涯現役支援窓口への誘導強化を図る。

8 障害者雇用対策の推進

(1) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に関し、適切な助言・指導を実施する。

(2) 法定雇用率達成指導の徹底

実雇用率が特に低い中小企業に対する雇用支援・指導を実施することにより、法定雇用率達成企業割合及び実雇用率の改善を図る。

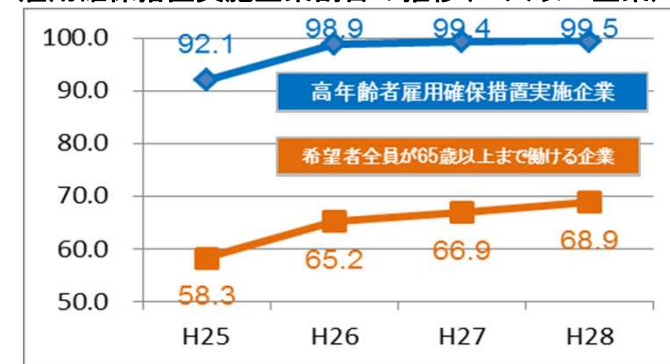
(3) 障害者の雇用機会の拡大

関係機関との連携により、障害者の職域開発、職場実習、個別求人開拓を実施するほか、就職面接会を開催し応募機会の拡大を図る。また、ハローワークの専門相談員による障害特性に応じたきめ細かい支援、医療機関等関係機関と連携したチーム支援を実施する。

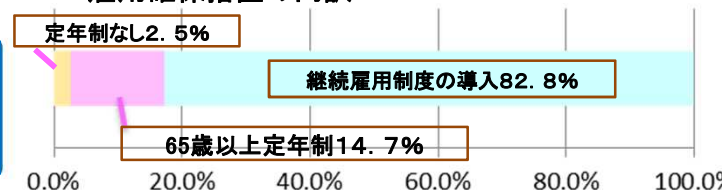
下半期の取組

- ・企業向けに障害者雇用支援セミナーを開催し、先進雇用事例及び合理的配慮事例の紹介等により安定した雇用促進を図る。
- ・特別支援学校の進路指導者・生徒・保護者や就労支援機関職員・利用者を対象にした企業理解セミナー、企業見学会を開催し、福祉・教育・医療から企業就労への移行を推進する。

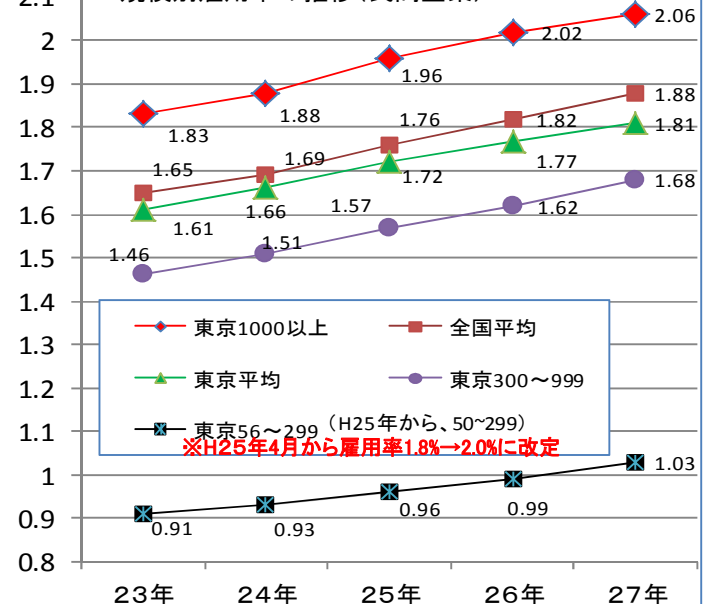
雇用確保措置実施企業割合の推移(31人以上企業)



雇用確保措置の内訳



規模別雇用率の推移(民間企業)



9 職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定する。

(2) 公的職業訓練、求職者支援訓練による能力開発及び就職支援

職業相談の過程で、職業訓練によって安定した就職への可能性が高まる者を主体的に誘導し、職業訓練窓口でキャリア・コンサルティングを行い適切な職業訓練にあっせんする。

このため、都内各ハローワークにおいて職業訓練制度に係る説明と訓練実施機関によるガイドを併用したセミナーを開催。

また、職業訓練を必要とする求職者の利用が多いと見込まれる「わかものハローワーク」「マザーズハローワーク」には、的確な情報提供と職業訓練への確実な誘導を行うため、職業訓練窓口を設置する。

訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制による提案型職業紹介を徹底するほか、訓練受講生が応募可能な求人の確保に努める。

訓練上限数（計画数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年比
公共訓練（施設内訓練）	4,905人	4,815人	4,745人	▲1.5
公共訓練（国委託訓練）	8,090人	8,050人	7,820人	▲2.9
公共訓練（都委託訓練）	1,855人	1,765人	1,910人	+8.2
求職者支援訓練	12,100人	9,540人	10,340人	+8.4

平成28年度の就職率

■ 公共職業訓練 施設内 83.8%（目標80%） 委託 58.8%（目標70%）
 ■ 求職者支援訓練 基礎 53.3%（目標55%） 実践 59.8%（目標60%）

※求職者支援訓練の就職率は、直近（平成28年9月15日現在）のデータであり確定値ではない。

公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合 計
平成27年度（4月～9月）	8,533	3,247	11,780
平成28年度（4月～9月）	7,446	2,190	9,636
対前年同月比	▲12.7	▲32.5	▲18.2

職業訓練制度に係るセミナー開催状況

（9月末現在）

	開催回数（回）	参加者（名）
職業訓練セミナー	101	2,216

職業訓練を通じた新たな就職支援の実施

（9月末現在）

	実施回数（回）	企業数（社）	参加人数（名）
ツアー型面接会	4	4	58
ミニ面接会（会社説明会含む）	9	13	80

下半期の取組

【東京都雇用対策協定に基づく取組み】

- ①地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と連携し、調査を実施する。
- ②公共職業訓練（施設内訓練）修了者の未就職者情報の共有化を図り、訓練受講中からハローワークの支援に繋げる取組みを実施する。
- ③公共職業訓練（委託訓練）受講生すべてを訓練最終月に設定されている「就職活動日」にハローワークへ誘導し、マッチング支援に効果的に繋げる取組みを実施する。
- ④就職支援については、②、③の取組み等を基にミニ面接会、ツアー面接会等を各ハローワークで定期開催することにより、紹介就職の実績向上に努める。

10 外国人雇用対策の推進

(1) 留学生の国内就職支援の強化

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介に努める。また、留学生を対象とした就職面接会を開催するほか、大学等への出張ガイダンスやインターンシップの実施等により、日本国内での就職を希望する留学生を支援する。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努める。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援する。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人を積極的に開拓する。

(4) 外国人労働者の就業改善の推進

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者専門官を中心に、外国人指針に基づく事業主計画を計画的・機動的に実施する。また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行う。

下半期の取組

- ・平成28年度 第2回外国人留学生就職面接会(10月12日、13日、14日開催)
参加企業66社 参加者数1,566人 面接数2,577件
- ・平成28年度 第3回外国人留学生就職面接会(1月予定)
1月卒業予定の外国人留学生を対象に、卒業前の集中支援として実施

東京外国人雇用サービスセンター 業務取扱状況(4月～9月)

就職目標数	実績値	達成率
205	227	110.7%

新宿外国人雇用支援・指導サービスセンター 業務取扱状況(4月～9月)

就職目標数	実績値	達成率
985	995	101.0%

外国人雇用にかかる主な取り組み

■外国人労働者雇用管理セミナー

外国人材の活用促進を図るとともに、東京入国管理局・労働基準監督署とも連携の上、外国人労働者の雇用管理改善に関する啓発、情報提供を行った。

6月29日 日本教育会館にて開催：参加人数651人

■外国人留学生就職面接会

卒業後に日本での就職を希望する外国人留学生及び概ね卒業後3年以内の者を対象に開催

≪第1回開催 7月27日：新宿NSイベントホール≫

参加企業数110社 参加求職者数1,395人

≪第2回開催 10月12～14日：新卒応援ハローワーク≫

参加企業数66社 参加者求職者数1,566人 (3日間合計)

≪第3回開催(予定) 1月25～27日：新卒応援ハローワーク≫

参加予定企業数60社

11 計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価 (全所必須指標)

(1) 主要指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価(③は28年7月実績)

主要指標	28年度 目標数	実績値	進捗 割合
①就職件数(常用)	127,000件	62,292件	49.0%
②求人充足数 (常用)	167,200件	83,186件	49.8%
③雇用保険受給者の早期再就職件数	46,000件	15,709件	34.2%

(2) 補助指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価

補助指標	28年度 目標数	実績値	取組 結果
①満足度調査 (求人者)	90%	-	-
②満足度調査 (求職者)	90%	-	-
③紹介成功率 (常用)	10.6%	12.5%	1.9P
④求人に対する紹介率	26.2%	24.4%	▲1.8P
⑤求職者に対する紹介率	20.5%	19.3%	▲1.2P

ハローワークごとの重点的な取組の評価 (所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に関する指標に基づく評価

所重点指標	28年度 目標数	実績値	進捗 割合
①生活保護受給者等の就職件数	7,760件	3,220件	41.5%
②障害者の就職件数	6,336件	3,366件	53.1%
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職	21,136件	7,262件	34.4%
④ハローワークの職業紹介により、正規雇用 に結び付いたフリーター等の件数	34,148件	14,443件	42.3%
⑤マザーズハローワーク事業における就職 支援を受けた重点支援対象者の就職率	88.6%	取組結果 92.2%	3.6P
⑥正社員求人数	630,713人	283,361人	44.9%
⑦正社員就職件数	68,523件	26,592件	38.8%
⑧介護・看護・保育分野の就職件数	14,100件	5,269件	37.4%
⑨建設分野の就職件数	4,201件	1,642件	39.1%
⑩生涯現役支援窓口での65歳以上の 就職率	53.4%	取組結果 61.1%	7.7P

(4) 所重点項目に対する評価

中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況を評価

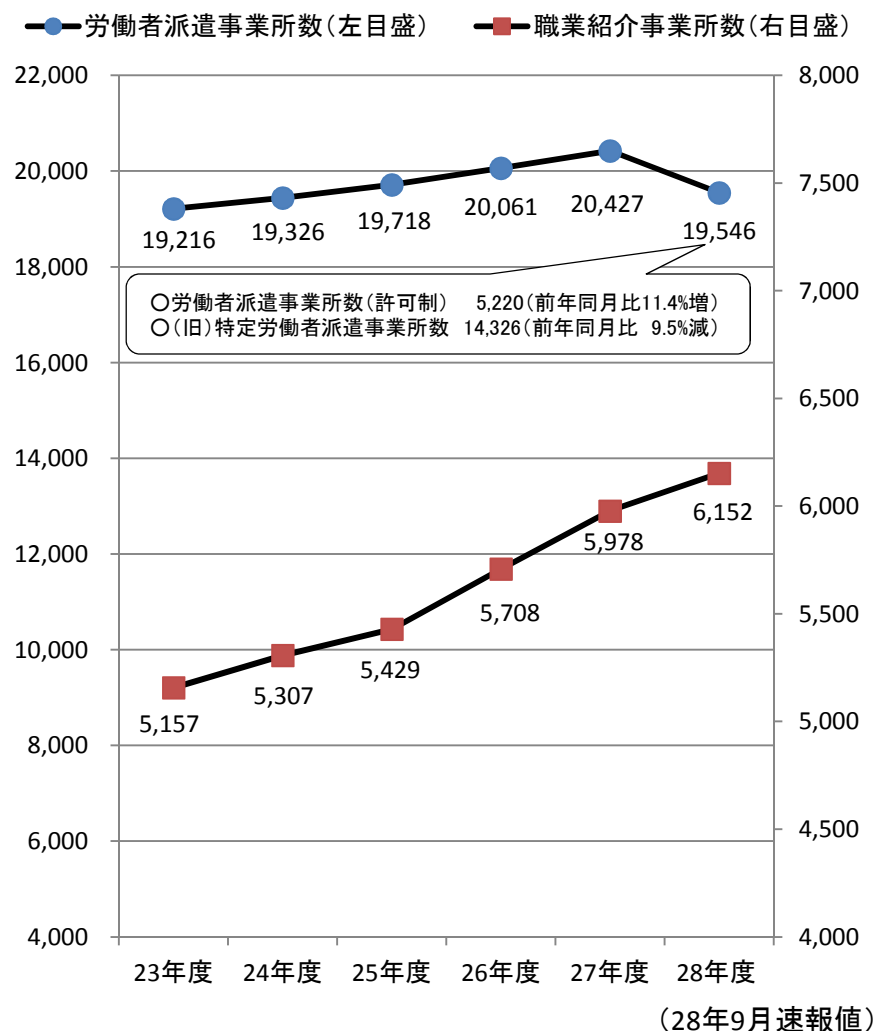
- ・ 職員による事業所訪問の実施
- ・ 求職者担当制の実施
- ・ 職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- ・ 好事例を導入した業務改善を実施 など

※全所必須指標進捗割合については、28年9月実績分を記載(雇用保険受給者の早期再就職件数については、平成28年7月分までを記載)

※所重点指標進捗割合については、28年8月実績分を記載

労働者派遣事業、職業紹介事業の指導監督等について

1 許可・届出の状況(東京局管内)



2 法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

【集団指導】(平成28年4月～28年9月実績)

対 象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	38	2,361
派遣先事業主	6	416
職業紹介事業主	24	1,113
労働者	7	202
その他(関係団体等)	4	180
計	79	4,272

※上記以外、ハローワークが行う学卒求人申込説明会での集団指導(23回、4,506人)を実施

【個別指導監督】

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	28年4月～ 28年9月実績	対前年 同期比	28年4月～ 28年9月実績	対前年 同期比
実施事業所数	959	11.9%	317	18.7%
是正指導率	66.7%	▲1.9P	23.0%	5.4P

3 申告・相談への迅速・適切な対応

(1) 申告受理 6件 (平成28年4月～9月実績、前年同期 10件)

(2) 苦情・相談の状況(平成28年4月～9月実績)

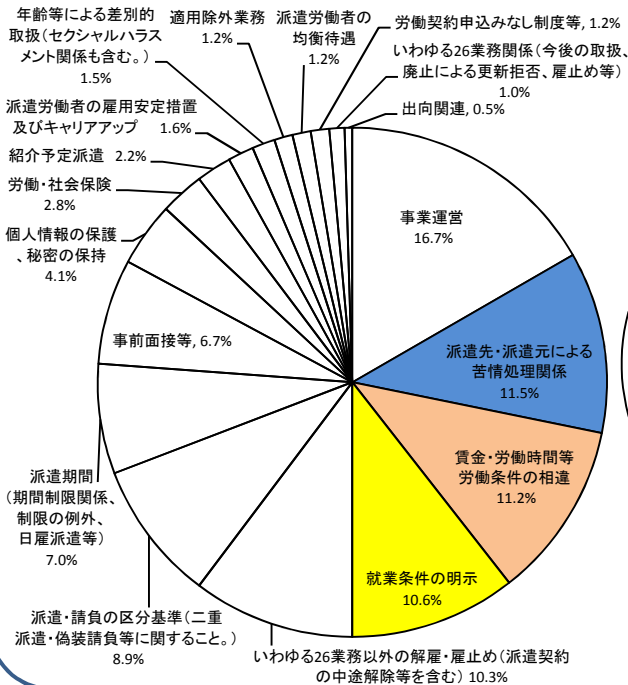
①労働者派遣事業

	件数	対前年同期比
計	60,634	22.6%
派遣労働者	902	26.2%
派遣元事業主	57,257	27.9%
派遣先	1,988	23.3%
その他	487	▲79.5%

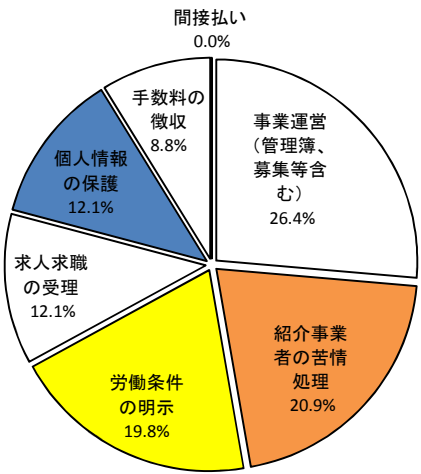
②職業紹介事業

	件数	対前年同期比
計	24,789	8.6%
求職者	83	84.4%
求人者	158	61.2%
職業紹介事業者	24,311	8.2%
その他	237	13.4%

派遣労働者からの苦情・相談の内訳



求職者からの苦情・相談の内訳



4 下半期に向けた取組

1 法制度の周知

派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対し、改正労働者派遣法の積極的な周知及び指導を図る。

2 労働者派遣事業者に対する指導監督の徹底

- (1) 悪質な違反や違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督
- (2) 業務請負等と称しつつ実態として労働者派遣の業務形態で行っている事業主に対する厳正な指導監督
- (3) IT業務を主として取り扱う事業所の指導監督
- (4) 派遣労働者に対するキャリアアップ措置に関する指導監督

3 職業紹介事業者に対する指導監督の徹底

- (1) 適正な事業運営、不適正な手数料の徴収、賃金の間接払いなどの指導監督
- (2) 医療、福祉の職種を主として取り扱う事業所の指導監督
- (3) 事業報告書を提出しない事業者への厳格な指導
- (4) 再就職支援を行う職業紹介事業者に対する退職強要や退職強要を助長する行為の防止に向けた周知

4 労働者からの申告・苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努めるとともに、問題が認められる事案については、迅速かつ適切に対応する。

また、派遣労働者等に対しては、リーフレット等の配布や派遣労働者セミナーの開催により、法制度の周知に取り組む。

5 許可申請・届出の迅速な処理

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請・届出の処理に当たっては、本社機能が集中している東京労働局における処理の重要性が高いことを十分認識し、迅速な処理を行う。

「働き方改革」推進の取組

「働き方改革」推進の取組方針・状況

(1) 基本的方針

- ・ 企業の自主的な働き方の見直し(仕事と生活の調和と地域における雇用の質を重視した職場づくり)の推進
- ・ 働き方の見直しに向けた、地域全体における気運の醸成

(2) 具体的取組

- ア 労使団体への要請
- イ 企業トップへの働きかけ
地域・業界のリーディングカンパニー、人手不足業種で改善に意欲がある等の企業に働きかける。
- ウ 地方公共団体との連携
地域全体における気運の醸成をはかり、ワーク・ライフ・バランスの実現のための連携した取組を行う。

◇取組状況

- ア 労使団体への要請
 - ・ 局長等による主要労使団体への「働き方改革」・「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に係る要請書の手交
 - ・ 各種団体(120団体)へ「働き方改革」, 「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」, 夏期・秋期・年末年始の年次有給休暇取得促進+1休暇キャンペーンの要請、協力依頼
- イ 企業トップ等への働きかけ
 - ・ 雇用環境・均等部長が2社を訪問し、働き方改革等の一層の取組を要請(ヒューリック株式会社、昭和電工株式会社)
 - ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革に関するコンサルティングを100件以上実施
- ウ 地方公共団体との連携
 - ・ 東京都雇用対策協定に基づく事業計画に、「働き方改革」に関する項目を盛り込み、東京都との連携を強化
 - ・ 労働局と東京都との共同相談窓口の運営

働き方改革推進本部における団体・企業訪問

平成28年6月「働き方改革」・「夏の生活スタイル変革【ゆう活】」推進に関する労使団体への協力要請



平成28年度上半期企業訪問
ヒューリック株式会社



昭和電工株式会社



東京都との連携

- ・ 東京都が、ハローワーク新宿のある歌舞伎町庁舎5階に新設した「TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口」に、4月18日から、働き方・休み方改善コンサルタントを配置し、企業からの相談に応じている。
- ・ また、働き方改革に関する「ミニセミナー」を月1回開催している。



下半期の取組

1 労使団体への要請

- ・ 各種団体への「働き方改革」、年次有給休暇取得促進の要請、協力依頼を引き続き行う。

2 企業トップ等への働きかけ

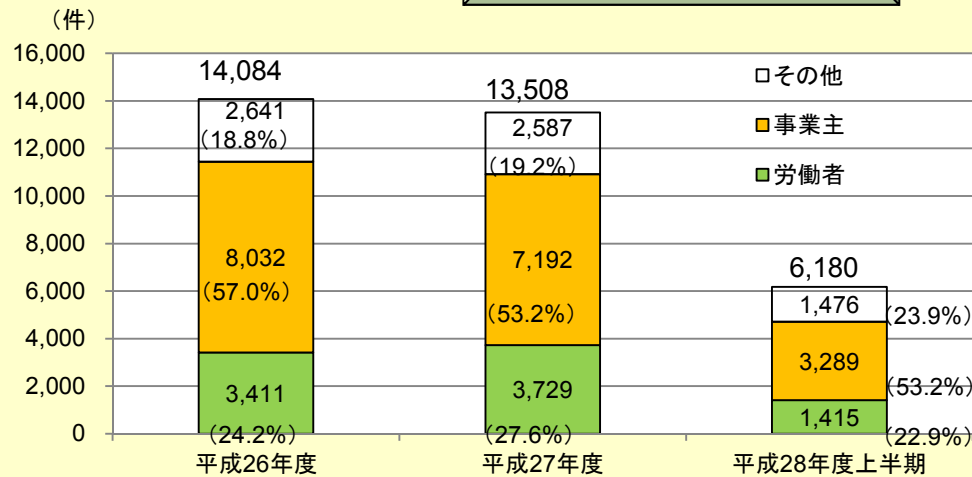
- ・ 局長等による企業訪問を引き続き定期的実施する。
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革に関するコンサルティングを引き続き実施する。

3 地方公共団体との連携

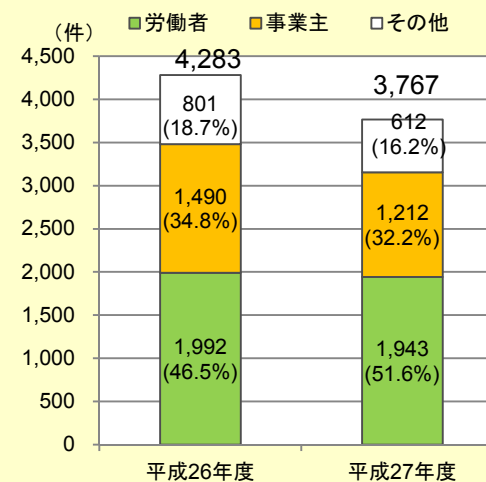
- ・ 相談窓口における事業主向け支援サービス(働き方・休み方改善に関する相談、個別訪問依頼の受付)を引き続き実施する。

雇用均等分野における重点施策の進捗状況(平成28年度上半期)

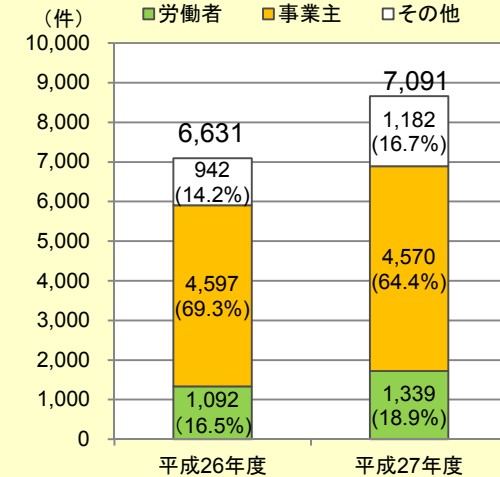
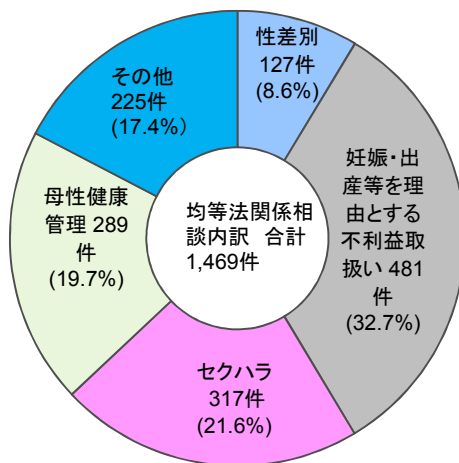
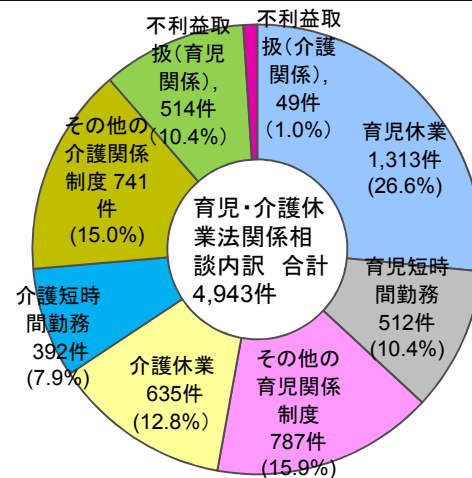
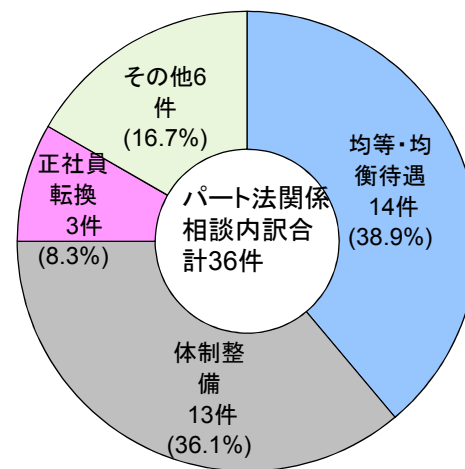
相談・指導の状況



相談者の属性別相談件数(均等)



相談者の属性別相談件数(育介)

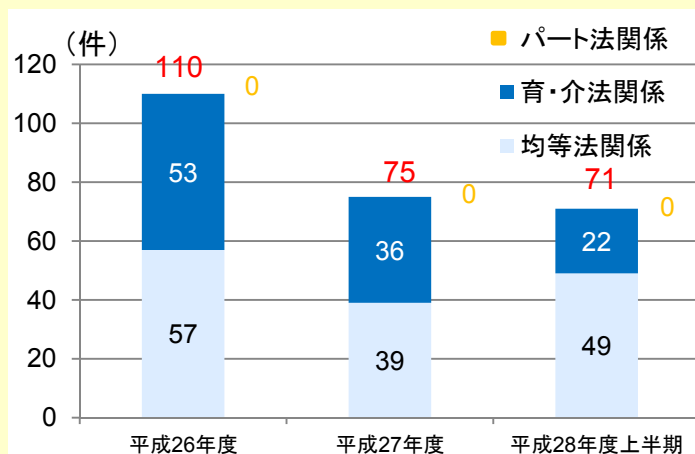
平成28年度上半期
相談内容の内訳(均等)平成28年度上半期
相談内容の内訳(育介)平成28年度上半期
相談内容の内訳(パート)

指導等件数の推移

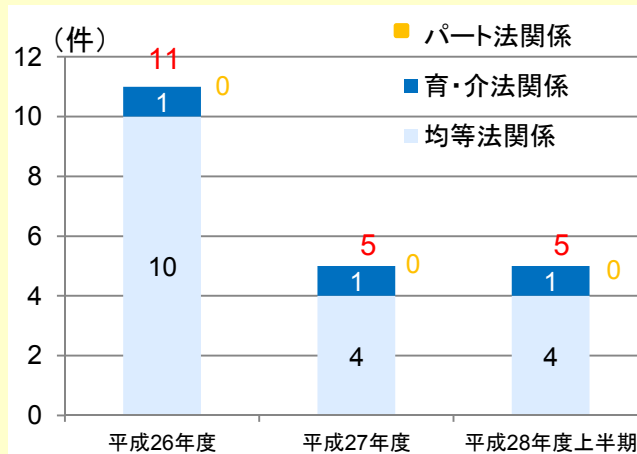
	27年度	28年度上半期
男女雇用機会均等	283	13
育児・介護休業	340	94
パートタイム労働	697	96

紛争解決援助申立状況

紛争解決援助申立件数

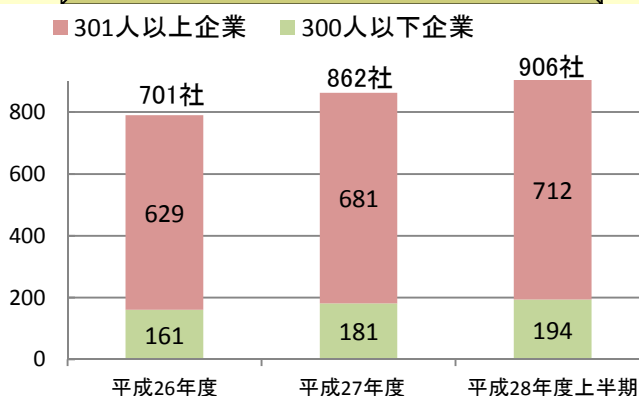


調停申請受理件数



次世代育成支援対策推進法関係

企業規模別認定企業数(くるみん)



一般事業主行動計画
届出率
94.5%
(9月末)

プラチナ
くるみん
認定 45社
(9月末)

女性活躍推進法関係

- 厚生労働省発表「全国の一般事業主行動計画策定届出企業数」
(9月30日現在)

	301人以上企業			300人以下企業
	① 企業数	② 行動計画届出企業数	③ 届出率(②/①)	行動計画届出企業数
全 国	15,685社	15,559社	99.2%	1,586社
東 京	4,596社	4,504社	98.0%	382社

- 女性活躍推進法に係る認定企業(えるぼし認定) (9月30日現在)

全 国	う ち 東 京
182社 (うち300人以下企業8社)	70社 (うち300人以下企業1社)

(認定)
1段階: 0社
2段階: 20社
3段階: 50社

Point!

≫ 全国えるぼし認定企業は182社
≫ うち東京局の認定企業は 70社 (38.5%)

均等法・育介法改正(H29.1～)の周知に関する取組

- 全国マタハラ未然防止キャラバン
 - ・ 全国どこからでも申し込める説明会
 - ・ 日本教育会館一ツ橋ホール（定員800人）にて11月中3回実施予定

- 東京局独自開催セミナー
 - ・ 全国キャラバンと同一内容で説明会を実施
 - ・ 九段第三合同庁舎11階共用第1会議室において12回実施

平成28年10月7日(金)	約150名参加	平成28年10月20日(木)	約250名参加
平成28年10月25日(火)	約280名参加	平成28年11月10日(木)	約360名参加
平成28年11月16日(水)	約380名参加	平成28年11月24日(木)	

(各日2回
9:30～11:30,
14:00～16:00)

- 個別相談会
 - ・ 規定整備やマタハラ防止措置に関する相談を希望する企業に対して1企業当たり1時間の時間を設け、個別相談会を実施する。10月、11月中は65コマを予定。



【平成28年度組織目標】

- ◆企業対象説明会の実施件数:30回以上
⇒(9月末現在)17回
- ◆えるぼし申請件数:150件
⇒(9月末現在)204件
- ◆くるみん認定企業数:46社以上
⇒(9月末現在)80社



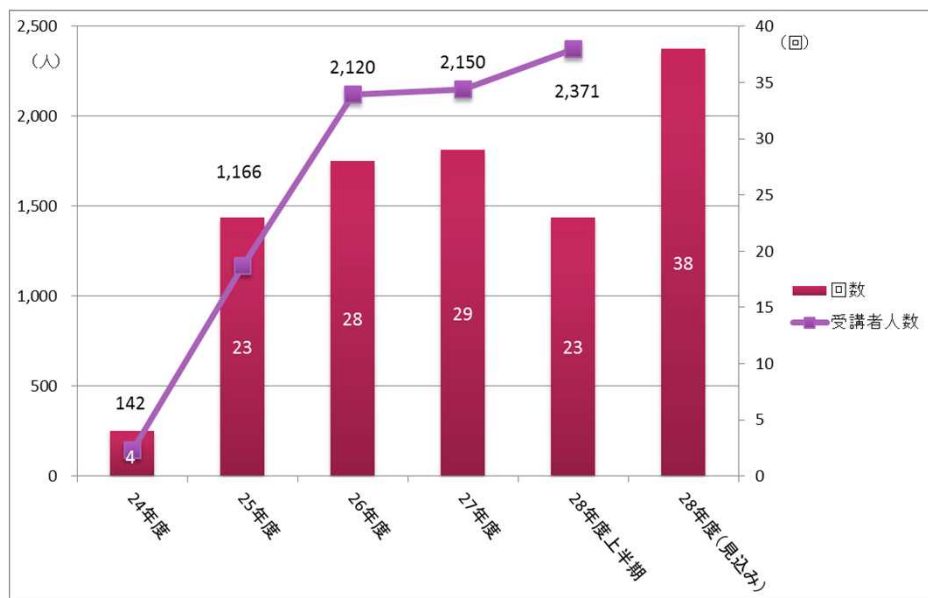
下半期の取組

- ◆説明会等開催回数:改正法セミナー15回、個別相談会のべ65コマ、他機関主催の説明会9回(予定)
- ◆えるぼし申請、くるみん認定:説明会等を活用し、引き続き勧奨

労働法制セミナーに関する取組

平成28年
上半期
開催回数

23回
(17大学)



下半期の取組

- セミナー実施回数年間29回以上
- 来年度に向けて大学等への周知広報を行う

NHK『首都圏ネットワーク』

平成28年7月5日(火) 放送

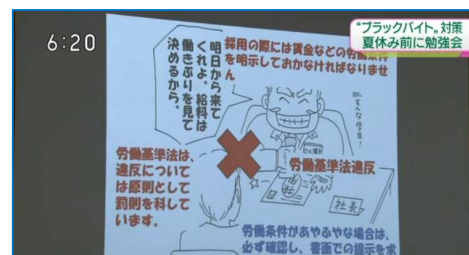
※平成28年7月5日: 日本大学文理学部



多くの学生がアルバイトをする夏休み。その夏休みにいわゆる「ブラックバイト」の被害にあわないよう勉強会が開かれました。



世田谷区の大学で開かれた勉強会では、講師をつとめる東京労働局の職員が、最低賃金や労働条件提示義務など法律で決められた基本的なルールを伝えました。



厚生労働省が昨年行った調査では、アルバイトをしたことがある大学生や専門学校生の6割が勤務先で何らかのトラブル経験しています。また、労働局にはアルバイトを辞めようしたら損害賠償を請求されたといった相談も寄せられているということです。



【参加学生へのインタビュー】
「自分のバイトと重なる部分のあったので、いろんな視点から物事を見ていかなければいけないと感じさせられました。」

労働条件の確保・改善対策

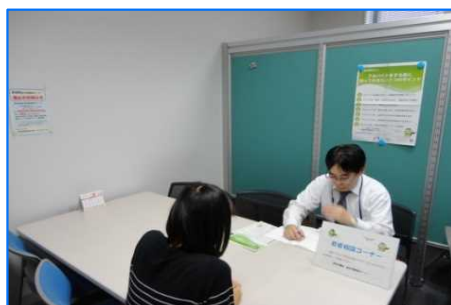
○ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

多くの新入学生がアルバイトを始める4月1日から、夏休み前の7月31日までの間を周知・啓発期間とした「**アルバイトの労働条件を確かめよう!**」キャンペーンを実施。

キャンペーン期間の取組

- ・ 局署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置
- ・ 大学での出張労働相談会を実施（7大学）
- ・ 労働法制セミナーの実施に併せてアルバイトを行う際の留意点を説明（17大学。前頁再掲）

局署に設けた「若者相談コーナー」



確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を
確かめよう!」キャラク
ター

「たしかめたん」

大学への出張労働相談会

7大学で実施

28件の相談を受け、労働法制を説明。

主な相談内容

賃金不払い（学習塾）労働時間（飲食店）

労働条件通知書の交付（若者向けイベント運営会社）

○ 職場のパワーハラスメントの予防対策

・ パンフレットやポスター等を活用して、予防・解決に関する周知を図るとともに、別途、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等がダウンロードできるサイト（明るい職場応援団）や他のハラスメント（セクハラ、いわゆる「マタハラ」）や相談先等を簡単に紹介したリーフレットを作成し、この資料配付を通じた周知を行った。

○ 事業主の皆さまへ
あなたの職場、ハラスメント起こっていませんか？

○ 働く皆さまへ
あなたはハラスメントしていませんか？ されていませんか？

職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

職場のセクシュアルハラスメント（セクハラ）とは
職場のパワーハラスメント（パワハラ）とは

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等不利益取扱いなど
（いわゆるマタハラ）とは

厚生労働省 東京都労働局

ハラスメントに関する問い合わせ先

厚生労働省のホームページからパンフレットなどのダウンロードができます。
（※）ハラスメントとなる行為等、関係する情報についても提供いたします。

◆ 職場のセクシュアルハラスメント
厚生労働省トップページから「職場のセクハラ」のリーフレット（PDF）をダウンロードできます。
「職場のセクシュアルハラスメント」のリーフレット（PDF）をダウンロードしてください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kintou/seisaku06/index.html

◆ 職場のパワーハラスメント
パワハラ対策についての総合情報サイト「明るい職場応援団」
<http://no-gai-shinai.mhlw.go.jp/>

◆ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等不利益取扱い（いわゆる「マタハラ」）
厚生労働省トップページから「職場のセクハラ」のリーフレット（PDF）をダウンロードできます。
「職場のセクシュアルハラスメント」のリーフレット（PDF）をダウンロードしてください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kintou/seisaku06/index.html

東京都労働局 雇用環境・均等部 相談課
〒100-8305 東京都千代田区九段南1-2-1
九段第三合同庁舎14階

●「セハラ、いじめ、マタハラ」についての相談
☎ 03-2312-1811
（受付時間：平日9時～17時）

●「パワハラ」についての相談（※）
☎ 03-2312-1808（総合労働相談コーナー）
※「パワハラ」に関する相談については、東京都労働局の総合労働相談コーナー、東京都労働局相談センター（都庁2階）に相談してください。
※「セハラ、いじめ、マタハラ」に関するお問い合わせは、03-2312-1811（セハラ相談専用）または03-2312-1808（セハラ相談専用）にしてください。

下半期の取組

引き続き、セミナー等あらゆる機会を通じて、周知・啓発を行う。

労働条件の確保・改善対策

○労働契約法(無期転換ルール)の周知

(1) 「円滑な無期転換ルール」の周知に関する取組

無期転換ルールの本格的な運用が始まると見込まれる平成30年まで残り2年を切ったことから、各種セミナー、個別訪問等、あらゆる機会を通じて、資料配付を含めた周知啓発を行った。

事業主の皆さまへ

【H28.11】

無期転換の準備、進めていますか？
「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」が開設されました！

1. 無期転換ルールとは？

有期労働契約が改定更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

H25.4 H26.4 H27.4 H28.4 H29.4 H30.4 H31.4

1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年

無期転換可能

2. 無期転換を円滑にサポートします！

(1) 「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」の開設

- 無期転換ルールが本格的に行われると見込まれる平成30年4月まで残り2年を切ったことから、厚生労働省では、無期転換ルールの周知や無期転換制度の導入・促進に関する情報発信を行うポータルサイトを開設しました。無期転換、無期転換のポータル、導入に当たって支援策などについて、広く発信しています。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト
「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」
【<http://muki.mhlw.go.jp>】

- サイトでは、次の支援策を紹介しています。

- ① ハンドブック、モデル就業規則を作成
無期転換制度の導入事例などを紹介するハンドブックや「多様な正社員」(※)制度の導入の参考となるモデル就業規則がダウンロードできます。
- ② 企業労働契約の労働条件(給与、勤務地、賞与、労働時間など)は、労務の定めがない限り、以前の有期労働契約と同一となります。無期転換の導入を希望する企業から、労務の定めをすることにより、地域限定社員、時間限定社員等の「多様な正社員」を導入することも可能です。
- ③ キャリアアップ助成金制度
有期契約労働者、臨時労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、派遣改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。詳しくは、サイト内での検索またはハローワークへお問い合わせください。
- ④ その他
セミナーの開催案内、先進的な取組を行っている企業事例等を紹介しています。

キャリアアップ助成金 検索

(2) 専門の相談員を配置
雇用環境・均等対策課には、無期転換ルールの運用に関し、企業側の相談に応じる相談員を配置(※)しています。お気軽に相談ください。

(※) 数寄りの部署等には配置されていませんので、ご注意ください。

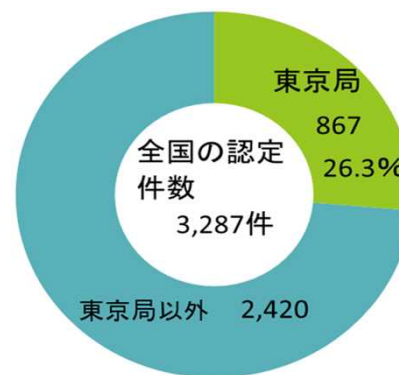
ハンドブック、モデル就業規則がダウンロードできるサイトや、局内に専門の相談員を配置した旨を案内したリーフレットを作成(上記)し、これを広く配布した。

(2) 無期転換ルールの特例措置に関する取組

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」により、**定年後引き続き雇用される有期契約の労働者(定年後の再雇用)等**については、労働局長の認定を受けることで、無期転換ルールの適用免除措置を講じることが可能。

この認定は、事業主からの申請(雇用管理に関する計画を作成・提出)により、審査を経て、認定を行うもの。

【参考：全国及び東京労働局における認定件数(平成27年度)】



本社認定制度であることから、東京労働局の認定件数は、**全国の26.3%**を占めている。

平成28年度上半期認定件数	前年同期認定件数	増減比
468	390	+20%

下半期の取組

特例措置を含む無期転換ルールについては、セミナー等あらゆる機会を通じ、資料配布、説明時間枠の確保を通じた周知・啓発を継続する。

「個別労働紛争解決制度」の施行状況(平成27年度及び28年度上半期)

28年度上半期

【相談、助言・指導、あっせん件数】

○総合労働相談件数	63,014件	(前年同期比8.1%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	14,006件	(同 9.2%増)
○労働局長による助言・指導の申出受付件数	369件	(同 16.0%増)
○紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	582件	(同 11.7%増)

【平成28年度上半期の特徴】

- 相談、助言・指導、あっせんのいずれについても、いじめ・嫌がらせに関するものが最も多い傾向は変わらない一方、自己都合退職(退職理由に関する紛争等)や労働条件の引き下げに関する事案が増加している。
- あっせん手続きが終了したもののうち、合意(和解)したものは42.2%(参考:平成27年度全国平均39.3%)。
- あっせん手続きが終了したもののうち、被申請人があっせんに参加したものの合意率は70.8%(参考:平成27年度全国平均64.5%)。

27年度

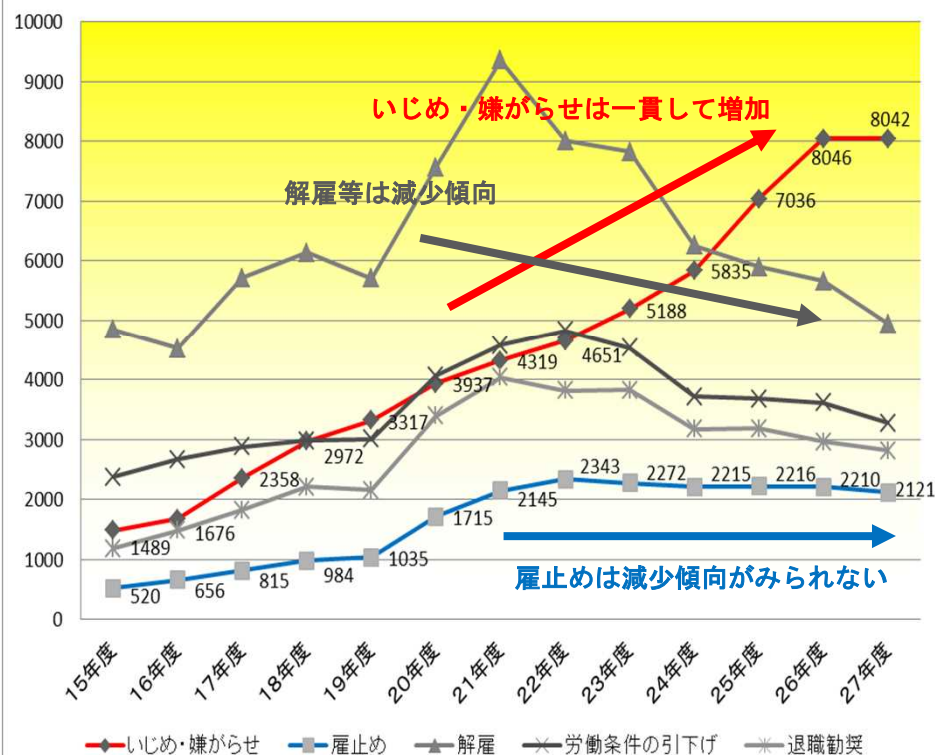
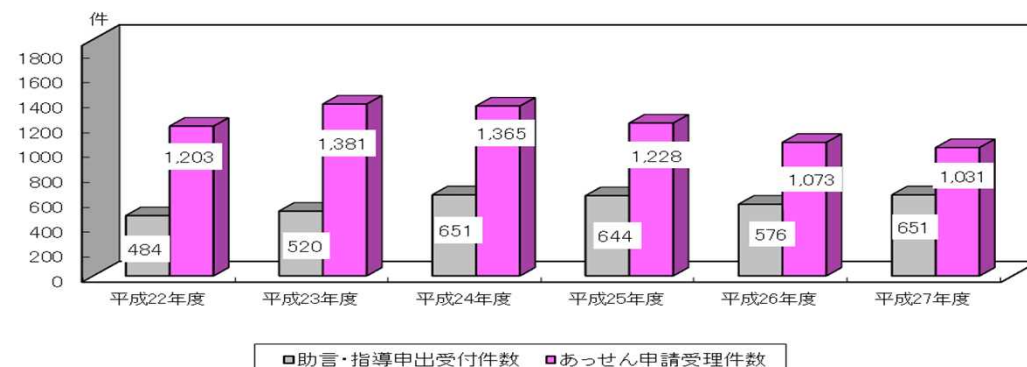
個別労働紛争に関する相談の主な内容の動向
(平成15年度から平成27年度まで)

図1 相談件数の推移



図2 助言・指導及びあっせん件数の推移



重点対策取組状況

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画(平成28～29年度)を策定

- (1)厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握
- (2)労働保険加入促進委託業務に係る受託団体と連携した効果的な加入勧奨
- (3)度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置

2 労働保険料等の適正徴収

- (1)年度更新の円滑な運営(平成28年度対象事業場数 約24万5千事業場)
- (2)実効ある滞納整理の実施
- (3)効果的な算定基礎調査の実施
- (4)口座振替制度・電子申請の利用促進

3 労働保険事務組合の指導等

- (1)労働保険事務組合監査・指導計画に基づく個別指導及び集団指導の実施
年間監査計画：315件 ⇒ 9月末現在 188件(59.7%)実施
- (2)労災保険特別加入制度の周知・広報及び事務組合等に対する指導の実施

下半期の取組

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (28年度成立目標件数=9,000件)

- ・引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進
- ・11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開

2 労働保険料等の適正徴収 (28年度目標収納率=27年度(99.18%)以上)

- ・引き続き、滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進
- ・算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の加速

3 労働保険事務組合の指導等

- ・雇用保険監察官による監査及び重点指導対象労働保険事務組合に対する指導の継続実施
- ・適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施予定(計3回)
- ・研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施予定

未手続事業一掃対策の推進状況(速報値)

	成立目標件数	成立件数	達成率
27年9月末	8,800 (年間目標)	3,265	37.1%
28年9月末	9,000 (年間目標)	4,024	44.7%
前年同期比	+200	+759	+7.6P
27年度末	8,800	8,818	100.2%
28年度末	成立目標件数=9,000件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況

	徴収決定額 (億円)	収納済額 (億円)	収納率
27年9月末	8,838	3,629	41.05%
28年9月末	7,821	3,260	41.68%
前年同期比	△1,018	△369	+0.63P
27年度末	8,901	8,828	99.18%
28年度末	目標収納率= 平成27年度(99.18%)以上		

労働保険事務組合への委託状況(27年度末)

